

狛江市施策レポート

(平成 22 年度実施施策)

◇災害に強いまち



◇子育て・子育て支援体制の充実



◇高齢者福祉の充実



平成 24 年 3 月

狛 江 市

目 次

施策レポートの考え方	1
1 目的	
2 構成	
i 施策の解説	
ii 外部評価委員会の提言	
iii 提言への対応方針	
3 施策の選定	
4 外部評価委員会	
5 提言への対応方針（全体に関すること）	

本 編

4－2－1 災害に強いまち	9
① 災害に強い都市基盤の整備	
② 自主防災活動の推進	
③ 災害時要援護者等の対策の充実	
④ 集中豪雨や局地的大雨対策の推進	
5－1－1 子育て・子育て支援体制の充実	27
① 保育環境の充実	
② 子育て・子育てサポート体制の充実	
③ 子育てしやすいまちづくり	
5－2－2 高齢者福祉の充実	41
① 高齢者の自立生活の支援	
② 高齢者の生きがいづくり	
③ 介護予防・認知症予防の推進	
④ 介護保険制度の推進	

参 考

平成 23 年度外部評価委員会提言書	64
--------------------	----

施策レポートの考え方

1 目的

この施策レポートは、「市の行政活動についての最終的な評価は、市民によって行われるべき」という基本的な考え方に基づき、市が行っている行政活動を施策の視点からまとめ、解説しているもので、特に「分かりやすさ」に留意し、作成しています。あわせて、市民の皆さんの評価の参考として、有識者や市民等により構成する狛江市外部評価委員会からいただいた“施策に関する提言”と“その提言に対する市の対応方針”も記載しています。

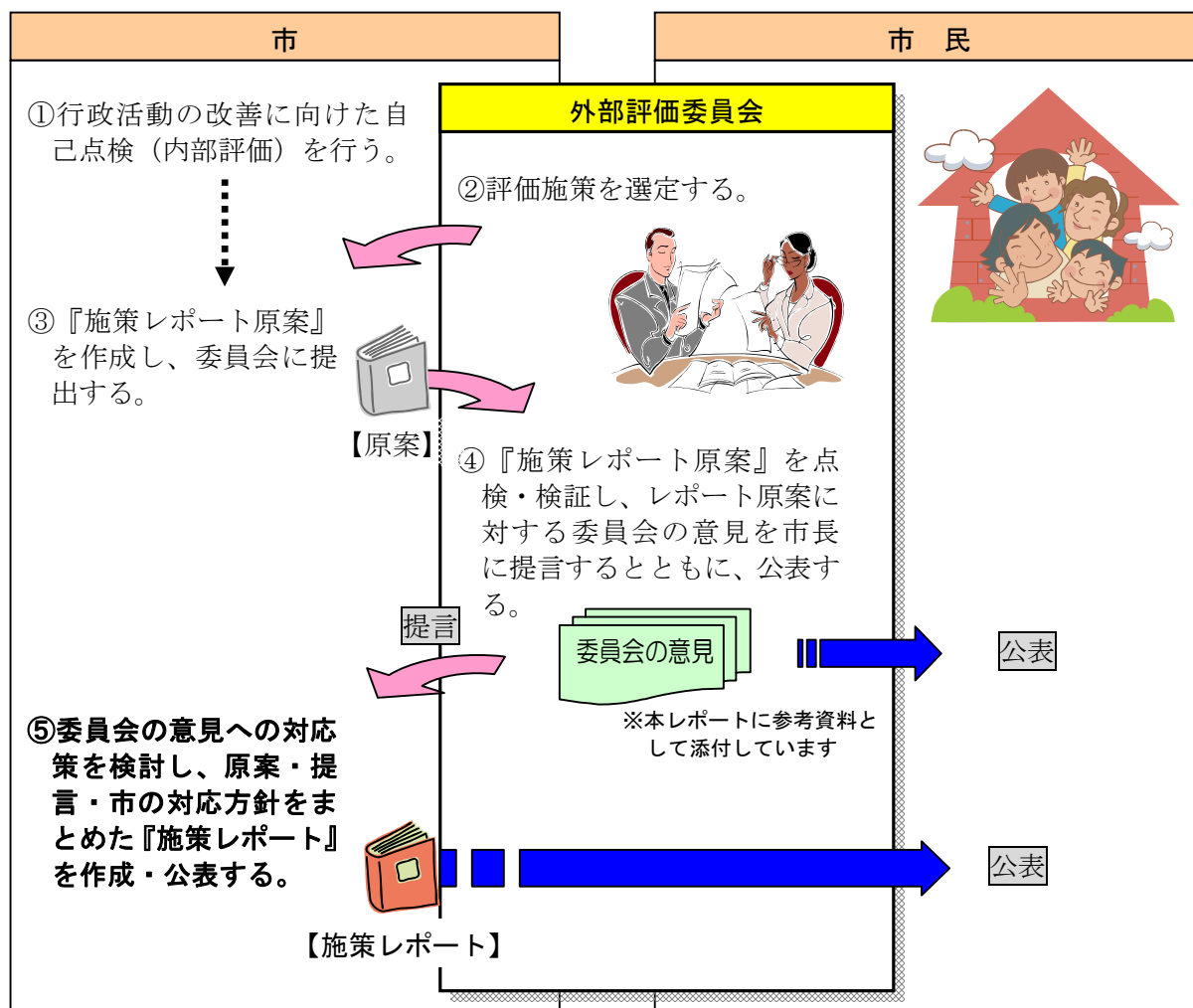
施策レポートによって、市民の皆さんと行政が施策に関連する様々な情報を共有し、市民サービスの向上や行政運営の改善に繋げることを目的としています。

▽施策レポート公表までの流れ

施策レポートは基本的に市が作成するものですが、その内容が市民の皆さんにとってより分かりやすいものとなるよう、特に記載内容や文章表現などについて、できる限り外部評価委員会の提言を採り入れて作成しています。

今回作成した施策レポートは、下記『施策レポート作成の手順⑤』にあたるものです。

■施策レポート作成の手順



2 構成

この施策レポートは施策中項目ごとに作成し、各項目は以下のとおり構成されています。なお、i と iii は市が、ii は外部評価委員会がそれぞれ作成しています。

i 施策の解説					ii 外部評価委員会の提言	iii 提言への対応方針
① 現況と課題	② 施策体系	③ 施策の方向性	小項目④	⑦ 施策中項目の評価	外部評価委員会の提言	提言への対応方針
			⑤ 施策に関する取組みの概要			
			① ⑥ 施策の成果			
			小項目④			
			⑤ 施策に関する取組みの概要			
			② ⑥ 施策の成果			
			小項目④			
			⑤ 施策に関する取組みの概要			
			③ ⑥ 施策の成果			
市が作成					外部評価委員会が作成	市が作成

■各項目の内容

i 施策の解説

ここでは、施策ごとに市の行政活動を解説しています。特に、このレポートのみでも施策全般を把握できるよう①現況と課題・②施策体系・③施策の方向性の3点は、総合基本計画に記載されている内容をそのまま再掲しています。
(*④⑤⑥は施策小項目ごと、それ以外は施策中項目ごとに記載しています。)

①現況と課題

総合基本計画を策定した平成22年2月時点における施策の現況と課題を記載しています。

- ・計画策定時からの状況の変化

平成22年2月から施策レポート作成までの間の施策に関する状況の変化を記載しています。

②施策体系

施策の位置付けについて、政策分野から施策小項目までの体系を記載しています。

- ・施策の構成

施策中項目を構成する小項目について、その構成や記載内容を説明しています。

③施策の方向性

施策中項目を構成する各小項目の方向性を記載しています。

④施策展開の方針とその考え方*

施策の推進にあたっての方針や考え方を記載しています。

⑤施策に関連する取組みの概要*

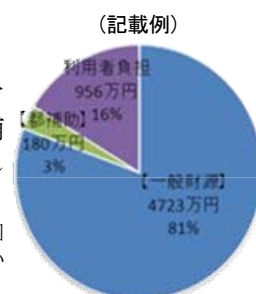
この施策に位置付け、行っている各種取組みについて、「政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）」と「その他基礎的な取組み」の2種類に区分し、それぞれの概要や平成22年度の活動状況、コスト内訳等を整理しています。

コスト内訳

コストの内訳として、平成22年度決算をベースに一般財源（市負担）・都補助・国補助・その他利用者負担等の構成割合を表示しています。

※円グラフに記載している金額は、それぞれ千円単位で四捨五入しているため、金額の合計と決算額が一致しないことがあります。

※特別会計の事業や一般事務費等の一部を抜き出して事業化している事業については、決算において数値を整理していないため、コスト内訳は記載していません。



⑥施策の成果*

各種取り組みの実施を通して得られた成果について、施策の視点から記載しています。

・施策の進捗状況

総合基本計画において設定した施策成果指標の進捗状況について、平成 26 年度の目標を基準に記載しています。

⑦施策中項目の評価

施策中項目の評価として、その施策に設定した施策成果指標の進捗状況（達成度の割合）から、下記のとおり S～E の 6 段階で記載しています。

26 年度の目標を既に達成している施策成果指標の割合



例えば、ある施策中項目に設定している施策成果指標の進捗状況（達成度の割合）が「4 指標のうち 1 指標が既に 26 年度の目標を達成している」場合は、その項目の進捗状況は「 $1 / 4 = 25\% \cdots \underline{\text{C}}$ 」となります。

・今後の課題

この施策中項目に関して、市が捉えている今後の課題を記載しています。

ii 外部評価委員会の提言

本レポートの作成にあたり、外部評価委員会より提言のあった「施策の推進に関する事項」について、施策の総評とあわせて記載しています。なお、「施策レポートに関する事項」については、指摘内容を踏まえ、施策レポート原案から修正しています。

iii 提言への対応方針

上記「施策の推進に関する事項」について、市の対応方針とその考え方を記載しています。

3 施策の選定

今年度は、市として施策レポートの作成が初めてであったことも踏まえ、外部評価委員会において外部評価の対象とした「災害に強いまち」「子育て・子育て支援体制の充実」「高齢者福祉の充実」の 3 施策について、施策レポートを作成しました。

4 外部評価委員会

外部評価委員会は、市民の視点から施策に関する提言を行うために平成 22 年度に設置された委員会です。

委員会は、有識者 3 名・公募市民 3 名・市職員 1 名の計 7 名の委員により構成され、平成 23 年度は全 6 回の会議を経て 3 施策に関する提言を行いました。

平成 23 年 12 月 1 日
市長に提言を行いました ▶



○委員名簿

	氏名	所属等
委員長	武藤 博己	法政大学大学院政策創造研究科教授
副委員長	木山 俊平	元三菱鉛筆株式会社取締役・相談役、元学校法人法政大学理事
委員	出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科専任准教授
委員	角田 益雄	公募市民
委員	永田 従雄	公募市民
委員	周東 三和子	公募市民
委員	水野 穰	市職員（企画財政部長）

5 提言への対応方針（全体に関すること）

今年度の外部評価委員会より出された提言のうち、市全体（全ての施策）として受け止めていく必要があるものについては、ここにその対応方針を記載します。なお、各施策に対してそれぞれ提言のあった事項については、施策ごとに「外部評価委員会の提言」「提言への対応方針」として、示しています。

種別	委員会の提言（概要）	提言への対応方針（考え方）
組織のメカニズム	・組織は、全体目的としての組織目標を認識したうえで、各メンバーが個人目標を持って業務を遂行し、同時にメンバー同士のコミュニケーションが行われることにより、初めて個人が集まった集団が機能する。 ・これにはマネジメントとリーダーシップが必要である。 ・今後、このしくみに沿って施策を実施し、効率的かつ効果的に成果を上げていただきたい。	・現在の狛江市における組織としての目標等に関連するしくみとしては、 ①予算編成方針・所信表明（毎年度）【市長】 ②施策目標（平成26年度まで）【基本計画】 ③部の取組み方針（平成26年度まで）【行政評価】 ④組織方針（毎年度）【人事評価】 の4つがあり、それぞれが別個に運用されています。 ・しかしながら、行政活動をさらに効率的かつ効果的に行っていくためには、これらの目標や方針同士が連鎖して機能していくよう、改めて①～④の関係を整理することが必要です。 ・提言を受け、先述のとおり市の組織形態や基本計画の体系等を踏まえて全体を改めて整理しますが、まずはじめに、部の取組み方針など施策の推進に関する目標・方針との関係を明確にした年度の組織方針を設定します。（24年度試行）
① 部門の目標	・上記のとおり、組織として成果を上げていくためには組織目標が不可欠である。 ・現在の狛江市では、市長が「所信表明」として年度の方針を示しているものの、実際に施策を推進する各部門においては、目標を設定するしくみがない。 ・各部門が市の組織目標をより明確で具体的な目標に落とし込み、部門別目標を設定することが必要である。	
② 毎年度の目標	・現在、市は基本計画での平成26年度時点の目標しか設定していない。 ・目標達成までの明確な工程を市民に示すためにも、単年度の目標を設定することが必要である。 ・ただし、この設定にあたっては一律に定量化するのではなく、その施策の種類や性質を考慮する必要もある。	・基本計画で設定している目標は平成26年度までに達成すべき目標であり、計画改定の際に前期基本計画の計画期間全体の評価に活用することを最大の目的としています。 ・そのため、内部評価においては、あくまでも指標の“進捗状況”として指標の推移を確認しています。 ・そこで、基本計画で設定している指標のうち、既存の年度計画に目標達成までの工程が示されている目標（公共施設の耐震化率、都市計画道路の整備進捗率、待機児童数の

		3指標)については、特にその進捗状況と今後の見込みを施策レポートのなかで詳細に説明します*。 *本レポートでは公共施設の耐震化率と待機児童数が該当します。 • それ以外の指標については、前段の各種目標・方針等の整理を行ったうえで、施策レポートへの記載の仕方を検討します。
③ 基本計画の指標	• 基本計画で設定している施策成果指標は、市民アンケートによる数値が多い。 • アンケートによる数値は、変動要因に左右されることが多く、指標として適切ではないものもある。 • 基本計画の改定にあわせて、施策成果指標についても改善すべき。	• 基本計画の改定作業において、改めて目標の考え方を整理し、その結論に応じて、次期計画の指標を検討します。
全体		
施策の推進に関すること	①	• サービスの対象を明確に捉えられていない。 • サービスの実施に必要不可欠であるサービスの対象に関する基礎資料を整理して活用すべき。
	②	• 今や市民の命を守ることが市の最大責務である。 • そのための市の組織改革や職員の意識改革を進め、危機管理体制の構築に全力を注ぐべき。
	③	• 組織として常に施策や事業にかかるコスト意識を持ち、業務の効率化や合理化を進めるべき。 • 例えば、業務の民間委託などは選択肢としては常に持っておくべき。
	④	• 国や都、他の自治体又は民間事業者が行う事業で、狛江市が直接には関与できないものでも、狛江市民に影響を及ぼすものであれば、市として事業者に要請するだけでなく、積極的に関与する姿勢を持つべき。
		• まず、基礎自治体として提供している教育・福祉など基礎的な市民サービスに関しては、その対象は十分に把握し、サービスを提供していると考えています。 • 今後、社会情勢の変化などに伴って生じた政策課題に対し、その解決に向けてポイントを絞った施策を実施する際には、個人情報保護の考え方に留意しながら、より効果的・効率的に施策を推進していけるよう、施策に必要なデータの収集に努めます。 • 市としても、市民の命を守る安心安全のまちづくりは最優先の課題として取り組んでいます。 • 平成23年4月には、安心安全課に危機管理担当職員を配置し、地域防災計画の見直しや業務継続計画（BCP）の策定など市の組織全体に係る危機管理体制の構築を進めています。 • また、平成24年2月には市長以下、市（行政委員会も含む）の管理職を対象に、災害対策本部設置・運営演習も行っています。 • 今後も（仮称）安心安全条例の制定（H24）や防災センターの建設（H25）、総合防災訓練・水防訓練への職員の参加、前述の取り組みなどを通して災害に備えた組織の構築を着実に進めます。 • 行政評価制度の改善を通して、組織としてコストを認識する機会を少しでも多くもてるよう工夫していきます。 • 今回の施策レポートでは、事業ごとに、事業費全体とあわせて「コスト内訳」として市の実質負担ともいえる一般財源の割合・金額などを明示するようにしました。 • 「市の行政活動は全て市民のために行われるもので…」という考え方にもあるとおり、市の行政活動は全て住民福祉の向上に資するために行われるべきものです。 • このことから、国や都、他の自治体又は民

レポートの表現に関すること※			間事業者などの事業に対しても、必要に応じて働きかけを行います。
		⑤	- 人口減少や少子高齢化は、市の政策全般における重要課題である。 - この課題には、市全体で取り組んでいくべき。
	施策の説明	①	基本計画策定当時の現況と課題が示されている。それ以後の状況に変化があれば、補足して記載するべき。【現況と課題】
		②	- 施策の体系が図表のみで記載されている。 - 施策の構成の視点から、どのような考え方で小項目が立てられているか、説明するべき。【施策体系】
		③	「施策の方向性」と内容が重複しているところがある。 「施策の方向性」の内容にあわせ、事業構成の考え方などを具体的に記載するべき。【施策展開の方針とその考え方】
		④	- 基本計画の内容に沿った説明になっていないものがある。 「現況と課題」「施策の方向性」などの内容に沿って、それぞれの事業や取組みを網羅して記載するべき。（他の施策で取り組んでいる事業があれば、それも整理して記載する。）【主な事業の概要と活動状況】
		⑤	例えば、保育施策の対象となる児童数や高齢者施策における高齢者の現状の居住・生活実態など、施策の推進に関して把握している基礎データを記載するべき。【事業の成果】
	コスト	①	事業単位の決算額が記載されているが、施策単位でもコストを記載するべき。
		②	事業単位の決算額が記載されているが、その事業費のうち利用者負担や国・都の補助などを除いた「市としての実質負担額」を記載するべき。【主な事業の概要と活動状況】
	指標	①	公共施設の耐震化率など、指標の内訳やその指標の今後の見通しが分かるものは、あわせて記載するべき。【施策の進捗状況】

		②	・指標には市民アンケートの結果を多く用いているが、市民アンケートに関する説明がない。 ・市民アンケートの概要について説明するべき。【施策の進捗状況】	○市民アンケートの概要を補足しました。
書き方		①	・経常的に行ってきた取組みは成果に重点を置いて記載し、最近の新たな取組みはそのねらいに重点を置いて記載するべき。【事業の成果】	○すべて一律に記載するのではなく、事業や施策の性質によってポイントを変えながら、成果や効果を記載しました。
		②	・比較的事業費が大きな事業や取組みについては、それにより導かれた成果や効果をしつかりと記載するべき。【事業の成果】	
		③	・専門用語やカタカナ用語は、見たときに誰でも分かる表現にするべき。	○専門的な知識が必要となる施策は、専門用語やカタカナ用語を一般的な言葉に変換するだけでなく、注釈・図表・イラストを使用することなども含め、できるだけ理解しやすいレポートとなるよう工夫して、全体を整理しました。

※「レポートの表現に関すること」は、一部を除き、外部評価委員会の提言に沿って施策レポート原案を修正し、本レポートに反映しています。

○…提言を受けて、レポート原案から修正しているもの。(本レポートに反映しているもの)



…本レポートで新たに設けた項目。



…本レポートでは、提言の趣旨に沿った修正ができなかったもの。

本 編

4-2-1 災害に強いまち

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

国は、平成 19 年からの 30 年以内に東京を含む南関東直下において、70%の確率でマグニチュード 7 クラスの地震が発生する可能性があるとして発表しています。また、集中豪雨等による河川のはん濫や下水道管からの雨水の逆流等、いわゆる都市型水害も起こっています。さらに 200 年に一度という大豪雨があった場合には、多摩川もはん濫し広範囲に浸水被害が発生することが想定されています。

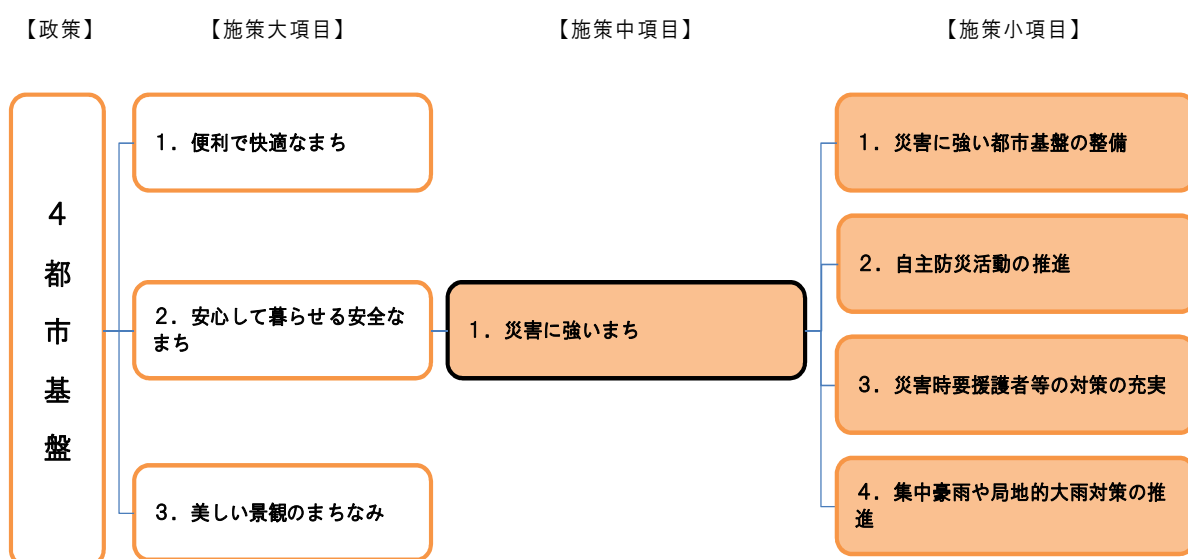
市では、平成 19 年に東京都の東京湾北部地震及び多摩直下地震の新たな被害想定や阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震（ふるさと友好都市 川口町への支援・救援活動等）の教訓等を踏まえて狛江市地域防災計画を修正し、防災対策の充実を図ってきました。平成 21 年度には、新たに減災目標の設定や集中豪雨対策を盛り込んだ修正を行い、さらなる防災対策の充実に取り組んでいます。

生活に直接被害を与える災害に対して、「自助・共助・公助」の連携・協働、自主防災組織の結成、情報収集伝達体制の強化や災害時要援護者対策等を行い災害対応能力の向上を図る必要があります。また、建築物の建て替え・耐震化の促進やライフラインの強化等災害に強いまちづくりを進めなくてはなりません。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方を中心に広域で甚大な被害が発生しました。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、改めて防災力をより一層向上し、今後起こりうる首都直下型地震などの災害に対する備えを図ることが求められています。

■施策体系



【施策の構成】

この施策では、主に地震・洪水を含む大規模災害への対策について取り扱っています。

このうち「1. 災害に強い都市基盤の整備」では、公共施設をはじめとした公共建築物や一般住宅の耐震化などいわゆるハード面における基盤整備を扱っています。また、「2. 自主防災活動の推進」では、ハード面の整備とともに防災において重要な柱となる市民を中心とした自主的な防災活動に関する施策を扱っています。「3. 災害時要援護者等の対策の充実」では、災害時に特に援護を必要とする高齢者・障がい者・外国人・乳幼児とその親などへの対策について扱っています。「4. 集中豪雨や局地的大雨対策の推進」では、下水道施設の耐震化や整備、更新など、特に集中豪雨・局地的大雨対策としての施策を扱っています。

1. 災害に強い都市基盤の整備

めざす姿

「災害に強いまちづくりが進んでいます。」

【施策の方向性】

狛江市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物や住宅の耐震化を進めるとともに、下水道管の耐震化、狭あい道路の拡幅、消防水利の充実や火災予防に向けた取り組みを進めます。あわせて、水道・電気・ガス・電話等のライフラインの強化を東京都及び関係機関に要請し、地震に強いまちをつくりまします。また、避難者の安全確保と火災による延焼を阻止するため、道路・公園等のオープンスペースを確保します。

【施策展開の方針とその考え方】

- 大規模災害時において、公共建築物や公共下水道・各種ライフラインは、防災拠点として、また事業を継続させるための施設・設備として位置付けられています。同じく消防水利の確保や狭あい道路の拡幅等は、火災防御や緊急車両の通行確保に必要になります。水防資機材確保の拠点となる水防倉庫も含めたこうしたハード面の整備は、狛江市地域防災計画や狛江市耐震改修整備計画、狛江市公共施設再編方針を踏まえて行い、「東京一安全な都市-狛江」の実現を図ります。
- 震災時の緊急輸送路等における車両通行及び下水道の流下機能を確保するとともに、避難所にマンホールトイレシステム*の整備を行い、災害に強いまちづくりを進めていきます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要		活動状況（H22）												
消防施設整備 （安心安全課）	道路工事にあわせて消火栓を新設し、火災発生時における多方面からの消火用水の確保を図ります。現在は、公設消火栓 704 か所、私設消火栓 22 か所、自然水利 201 か所となっています。 ※22 年度は、都の工事が未施工のため新規設置箇所がなく、実施していません。		実施せず。 決算額 0 円												
事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳												
水防倉庫設置 （管財課）	近年大型化する台風や多発する集中豪雨に備えるため、多摩川近くの小田急線高架下に、各種水防資機材を備蓄する水防倉庫を設置します。平成 22 年度に実施設計等を行い、平成 23 年度に着工、平成 23 年度末には運用を開始する予定です。	・水防倉庫新設工事実施設計 ・地質調査業務委託及び確認申請 決算額 214 万 6 千円	<table><tr><td>【一般財源】</td><td>55万円</td><td>25%</td></tr><tr><td>【都補助】</td><td>160万円</td><td>75%</td></tr></table>	【一般財源】	55万円	25%	【都補助】	160万円	75%						
【一般財源】	55万円	25%													
【都補助】	160万円	75%													
庁舎耐震改修 （管財課）	平成 18 年度に行った耐震診断の結果を踏まえ、庁舎の耐震補強工事と防災センターの建設を行います。また、これに併せて既存庁舎の老朽化対策や災害後も必要な業務を継続する機能及び水害や大規模停電等に対応した防災拠点として必要な機能の強化を行う予定です。	・庁舎耐震改修及び増築工事基本設計委託 ・庁舎エレベーター改修工事 決算額 6,898 万 5 千円	<table><tr><td>【市債】</td><td>3000万円</td><td>44%</td></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>2515万円</td><td>36%</td></tr><tr><td>【国補助】</td><td>283万円</td><td>4%</td></tr><tr><td>【都補助】</td><td>1100万円</td><td>16%</td></tr></table>	【市債】	3000万円	44%	【一般財源】	2515万円	36%	【国補助】	283万円	4%	【都補助】	1100万円	16%
【市債】	3000万円	44%													
【一般財源】	2515万円	36%													
【国補助】	283万円	4%													
【都補助】	1100万円	16%													

*マンホールトイレシステム

…災害時に断水等により水洗トイレが使用できなくなった場合、避難所となる学校の校庭等に下水道に直結したマンホール式の仮設トイレを設置し、井戸やプール等の水を活用して排泄物を下水道本管に直接流すもので、マンホールの蓋を外し、テントと便器を設置して使用します。また、下水道本管が使用できなくなった場合でも、一定期間貯留できる構造となっているものもあります。



出典：狛江市下水道総合計画

事業	概要	活動状況（H22）
下水道震災対策*1 （下水道課）	総合地震対策計画期間（平成 22 年度～平成 26 年度）においては、狛江市地域防災計画に定める想定地震に対し、重要な幹線等のうち、液状化が予想されるエリアに布設されている管渠及び液状化が予想されるエリアから排水され流域下水道の接続点までの区間について、マンホール浮上防止対策、管渠とマンホールの接続部の可とう化を実施します。また、避難所の 3 施設にマンホールトイレシステムを整備します。	- 地震対策実施設計 - 人孔浮上防止対策工事 … 9 か所 決算額 1,058 万 2 千円

*1 下水道特別会計は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
常備消防事務委託費 （安心安全課）	消防団及び水利業務以外の消防に係る事務を都（東京消防庁）に委託するものです。	常備消防事務委託負担金 決算額 10 億 1,509 万 4 千円	【都補助】 15680 万円 15% 【一般財源】 85829 万円 85%
消防施設維持管理費 （安心安全課）	ポンプ車、詰所、装備品といった非常備施設、機器の点検、修繕等を行うものです。	都管理の水道管取替えに伴う消火栓設置替負担金 施設、機器等の修繕 決算額 2,271 万 9 千円	【一般財源】 2272 万円 100%
分団関係費 （安心安全課）	消防団の運営、団員の活動にあたって必要な手当、物資等を支給するものです。	団員報酬 団員装備貸与品の購入 消防委員会 1 回開催（委員 6 人） 決算額 5,038 万 9 千円	【一般財源】 5039 万円 100%
住宅用火災警報器取付事業 （安心安全課）	火災発生時の逃げ遅れを防ぐため、高齢者等世帯に住宅用火災警報器を取り付け、災害弱者世帯の安全に寄与するものです。（22 年度で終了）	取付世帯数 94 世帯 決算額 120 万 6 千円	【一般財源】 121 万円 100%

【施策の成果】

■消防施設整備では、まちづくり条例に伴う開発行為等において、耐震性防火貯水槽設置基準該当案件については、周辺地域の水利状況を考慮しながら適正指導を行っています。道路上又は歩道上に設置する消火栓については、市内 726 か所、自然水利については 201 か所が確保されており、充足率は 94%となっています。

■水防倉庫設置事業は、実施設計を終え、平成 23 年度から着工になります。運用開始は平成 23 年度末を予定しており、平成 24 年度の出水期からは、「東京一安全な都市-狛江」の実現のため、水防の要の 1 つとして期待されます。

■庁舎耐震改修において、現在の庁舎の施設上の課題や財政面・政策面での検討が必要なため、庁内関連部署の管理職や担当職員で構成された委員会及びワーキンググループにて各種課題の検討を行い、基本計画の策定を行いました。その結果、工事の整備内容や財政負担及び整備工程が具体化され、本事業の展開の方向性が明確になりました。

■下水道震災対策では、総合地震対策計画期間の平成 26 年度までには、重要な幹線等対象管渠延長 38km のうち、5.0km の地震対策を実施します。平成 22 年度には、人孔浮上^{*1} 防止対策工事を行い、約 320m（東日本大震災により一部繰越^{*2} あり）の耐震化を実施しました。

^{*1}人孔浮上…地震などの際にマンホール周りの土の液状化により、地面から浮上すること。

^{*2}繰越…会計年度独立の原則の例外として、歳出予算の経費を翌年度に繰り越して執行すること。



図-16 液状化イメージとマンホール浮上のメカニズム

出典：下水道施設管路耐震技術協会HP（説明文加筆修正）

公共施設の耐震化

狛江市耐震改修促進計画や狛江市公共施設再編方針では、平成 27 年度までに公共施設の耐震化率を 100%とすることを目標としています。この目標に向けて、学校・保育園・庁舎等の耐震診断・設計・工事等に集中的に取り組んでいます。

なお、施設整備の際は、一定期間使用ができるよう必要な老朽化対策を行い、環境に配慮した設備等を設置やユニバーサルデザインへ配慮した計画を検討していくことも重要であると考えています。

【耐震工事・工程表】

年度	市立保育園（6 園）	市立学校		その他（市庁舎等）
		小学校（6 校）	中学校（4 校）	
H23	藤塚保育園		第二中・第三中・第四中体育館	
H24	駒井保育園		第三中・第四中校舎	市庁舎
H25	駄倉保育園			防災センター
H26	三島保育園			岩戸地域センター ^{*2}
H27	宮前保育園 ^{*1}			市民センター
H28～				
完了年度	27 年度	22 年度	24 年度	27 年度
備考	・和泉保育園は耐震化不要 ^{*1} 和泉児童館と合築	・小学校は完了済		^{*2} 消防団第 5 分団詰所器具置場と合築

消防事務の委託

消防組織法において、市町村はその区域における消防を十分に果たすべき責任を有することが規定されています。狛江市においては、人員確保、消防職員養成、経費維持等の観点から自前での運営は困難であると判断し、昭和 49 年から「消防事務の委託に関する規約」に基づき、組織力、機動力などに優れている東京消防庁へ事務委託を行っています。

この事務委託にあたっては平成 22 年度…約 10 億 1,500 万円（決算額ベース）、平成 21 年度…約 9 億 8,200 万円（同）、平成 20 年度…約 10 億 2,000 万円（同）と、毎年度概ね 10 億円程度の経費が掛かっており、これを市民一人当たりで計算すると、年間約 13,000 円となります。（市の人口 77,000 人で計算）

なお、東京都の多摩地域における 26 市 3 町 1 村では、稲城市以外の全市町村が東京消防庁に事務委託を行っており、23 区も東京消防庁が管轄していることから、稲城市を除く東京都全体を東京消防庁がカバーしていることとなります。

狛江市消防団

消防団は消防組織法に基づき、各市町村が設置しています。

狛江市では、市内を和泉地区2つ、猪方、駒井町、岩戸北・岩戸南、東野川・西野川の6つの区域に分け、それぞれに一個分団を配備しています。一個分団当たりの団員数は15名（東野川・西野川を受け持つ野川分団は18名）で、団本部3名とあわせて総勢96名の体制を組んでいます。

消防団の位置付けは、第一義的には消防署隊の後方支援となります。しかし、現在ではほとんどが消防署隊と同様の活動となっており、時には地元の利を生かした効果的な消火活動を行うなど、署隊と地域住民との橋渡し役として、その存在を示しています。

平成22年度の主な活動状況は、①火災等89件・出動人員延べ1,992人、②水難救助1件・出動人員延べ52人、③点検・演習・訓練等135件・出動人員延べ3,451人でした。



道路の拡幅

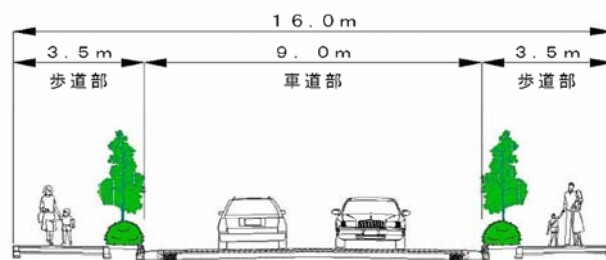
道路は、災害時の消防車等緊急車両の移動に重要な役割を果たします。市では、災害に備えたまちづくりの一環として、道路整備事業にあわせ、道路の拡幅を行っています。なお、道路の拡幅にあたっては、それぞれの道路の性質にあわせて、下記の考え方に沿って整備・拡幅を進めています。

種類	考え方
①狭あい道路 (幅員4m未満の道路)	住民の協力を得ながら幅員4mを確保できるよう整備を進めています。
②生活幹線道路	防災活動を支える機能確保の面から緊急車両が円滑に通行できるような整備を進めています。
③都市計画道路	延焼遮断帯や避難、救助、消防活動などに重要な役割を果たす防災ネットワークとして整備を進めています。



都市計画道路

なお、平成22年度は調布都市計画道路3・4・23号線道路築造のための用地の一部取得、調布都市計画道路3・4・16号線道路築造のための用地の一部取得、調布都市計画道路3・4・4号線道路築造の先行工事として電線共同溝の埋設(141m)の3か所について、道路の拡幅を行っています。



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
公共施設の耐震化率	未達成	<table><caption>公共施設の耐震化率進捗状況</caption><thead><tr><th>年度</th><th>耐震化率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>28.6%</td></tr><tr><td>H22</td><td>46.4%</td></tr><tr><td>H25</td><td>90%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>90%</td></tr></tbody></table>	年度	耐震化率 (%)	計画当初	28.6%	H22	46.4%	H25	90%	目標(H26)	90%
年度	耐震化率 (%)											
計画当初	28.6%											
H22	46.4%											
H25	90%											
目標(H26)	90%											
指標の考え方 災害に強い都市基盤の達成について、市民が災害時に集まる公共施設の耐震化を進めています。ここでは、狛江市耐震改修促進計画「防災上重要な公共建築物」及び「その他の公共建築物」に位置付けられている市の公共施設のうち、耐震補強が済んでいる、もしくは耐震化が不要な施設数の割合です。平成 26 年度に 90%をめざします。												

2. 自主防災活動の推進

めざす姿

「災害に強いまちづくりが進んでいます。」

【施策の方向性】

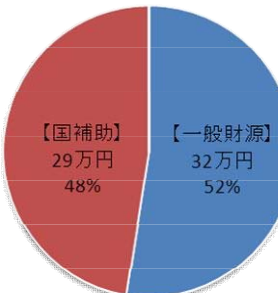
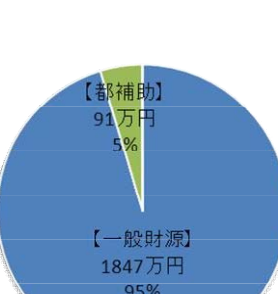
災害の備えについて市民意識啓発を行い、災害時に必要となる水や食糧の備蓄を充実させます。また、防災会等既存の自主防災組織に対する支援を継続するとともに、災害発生後の避難生活や治安の維持、生活再建等に重要な役割を担う地域コミュニティに注目し、防災組織として避難所運営協議会の結成を促進し、地域防災力の向上を図ります。

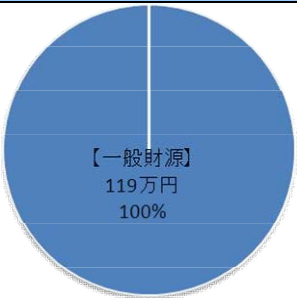
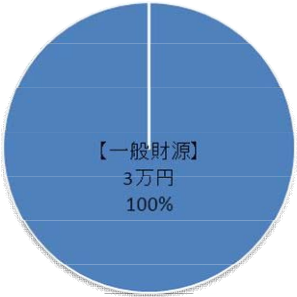
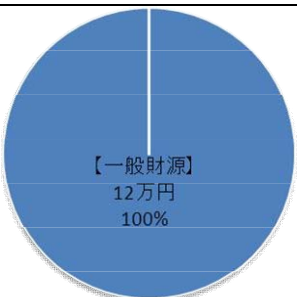
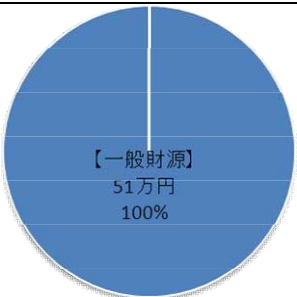
【施策展開の方針とその考え方】

災害の規模が大きくなればなるほど、公的機関の災害対応能力の許容範囲を超え、初動対応は遅れがちになります。最も現場の近くに所在する地域の力を十分に発揮することが、災害の拡大を抑え、被害を最小限にし、復旧・復興へつながることは過去の災害等からも言われています。「自らのいのちは自ら守る（自助）」と「自らのまちは自ら守る（共助）」の考え方にに基づき、自助・共助が十分発揮できるように各種事業を展開し、「東京一安全な都市-狛江」の実現を図ります。

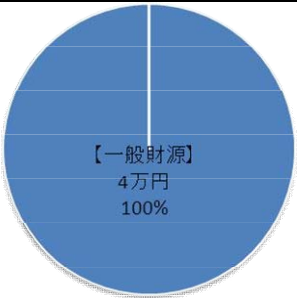
【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
家具転倒防止器具助成 （安心安全課）	震災時における家具類の転倒を原因とした人的被害を軽減するため、平成21年度からの3か年事業として、全世帯を対象に、家具類の転倒落下防止器具の無償配布、取付支援を行っています。	- 募集2回 1,591世帯に無償配布 決算額 1,971万1千円	 東京都市長 会助成金 1971万円 100%
住宅耐震診断等助成 （都市整備課）	住宅の耐震化率を向上させるため、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅について、木造住宅と分譲マンションの耐震診断及び木造住宅の耐震改修に係る金額の一部を助成します。 （上限） 木造住宅耐震診断…5万円／戸 分譲マンション耐震診断…50万円／棟 木造住宅耐震改修…30万円／戸	- 木造/耐震診断 6件 - 木造/耐震改修 1件 決算額 60万円	 【国補助】 29万円 48% 【一般財源】 32万円 52%
災害対策 （安心安全課）	全市民及び事業者等に参加を呼びかけ、東京消防庁第八消防方面本部・狛江市合同総合水防訓練を実施しました。狛江市では昭和49年に多摩川が決壊し、また近年多発している集中豪雨に備えるため、防災関係機関相互の連携と推進を図るとともに初期対応が重要なことから、地域住民に作業が可能な簡易水防工法等を実践しました。また、市民等への情報連絡体制の確保のため、狛江市緊急災害情報メール（エリアメール）の運用を開始しました。	- 八方面合同水防訓練：1回実施 - 総合防災訓練：1回実施 - 防災講演会：1回開催 - 備蓄品の購入更新 - 防災機器の維持管理 - 緊急災害情報メール運用開始 - 避難場所表示板更新 決算額 1,937万円	 【都補助】 91万円 5% 【一般財源】 1847万円 95%

事業	概要	活動状況 (H22)	コスト内訳
地区消防隊運営補助 (安心安全課)	消防活動を主とした地域防災の強化・推進を図るために組織している地区消防隊の運営費に対し、補助金を交付しています。	・補助金の交付(7団体) 決算額 119 万円	 【一般財源】 119万円 100%
避難所運営協議会運営補助 (安心安全課)	地域住民による避難所の運営体制を確立し、避難所の円滑な開設・運営やその後の復旧・復興につなげるため設立された地域住民による避難所運営協議会の運営に対し、補助金を交付しています。現在は、狛江第二中学校の学区に避難所運営協議会が設立されています。	・補助金の交付 決算額 3 万円	 【一般財源】 3万円 100%
防火協会補助 (安心安全課)	火災・水災・震災・その他の災害未然防止及び防火防災思想の普及並びに防災行動力の向上を目的に、様々な活動を行っている狛江市防火協会に補助金を交付しています。	・補助金の交付 決算額 12 万円	 【一般財源】 12万円 100%
防災会支部運営補助 (安心安全課)	緊急事態に備え、地域の防災力を高めるため、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な活動を行うことで、被害の防止、軽減を目指し、自主的に活動いただいている狛江市防災会に対し、補助金を交付しています。	・補助金の交付(19支部) 決算額 51 万 3 千円	 【一般財源】 51万円 100%

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況 (H22)	コスト内訳
災害見舞金 (安心安全課)	震災等による災害により被害を受けたとき、被災者やその家族に対して見舞金を贈っています。	火災 1 件 水害 1 件 決算額 4 万円	 【一般財源】 4万円 100%

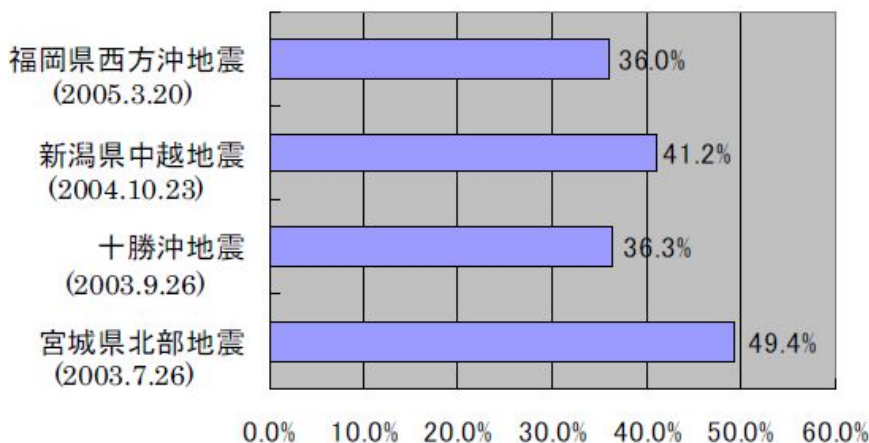
【施策の成果】

■平成 21 年度から 3 か年事業として行っている家具転倒防止器具助成については、22 年度末までに合計 2,587 世帯に家具類の転倒落下防止器具を支給し、全世帯の約 7 %に設置できました。自力で器具等を取り付けることが困難な世帯には取付支援も行いました。3 か年で 5 %という設置目標を 2 年目にして達成できたのは、市民の防災への関心の高さの表れでもあると思われます。また、助成事業の波及効果として、器具未設置世帯への普及啓発や追加設置等も期待されます。



これで安心ですね。
つっぱり棒。

【家具類の転倒落下による負傷者の割合（東京消防庁）】



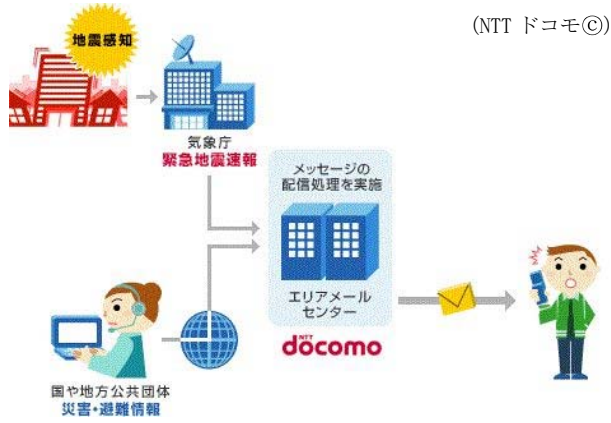
近年発生した大きな地震（東日本大震災を除く）での負傷原因のうち、3 割から 5 割が家具類の転倒落下によるものでした。

■住宅耐震診断等助成は、国及び都より補助を受け、耐震診断は 6 件、耐震改修は 1 件の助成を行い、住宅の耐震化の促進に寄与しました。

■近年多発する集中豪雨に対しては、公助の他に、地域住民による日頃からの備えと、いざという時の迅速な対応が求められるため、5 年に一度の大規模水防訓練において、集中豪雨によって大規模な道路冠水と住宅浸水が発生したと想定した訓練を実施し、多くの市民が初期水防工法等の実践的な訓練を行うことができました。また、運用を開始した狛江市緊急災害情報メール（エリアメール）は、住民への情報伝達手段の中核を担う防災行政無線が建物の気密化や荒天等により、聞き取りにくいという状況下において、特に効果を発揮するものと考えられます。また、事前登録の必要がなく、より多くの方々に確実な情報伝達が可能になりました。



市民による水のう作成作業（八方面合同水防訓練）



正しい情報を、より多くの方へ（災害情報メール）

■平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に結成された地区消防隊は、各地域の消防団 O B を中心に組織されており、消火活動はもとより救助救出活動においてもその知識・経験に優れていることから、市民に対して地域防災リーダーとしての役割を担っています。また、総合防災訓練では署隊・消防団隊との連携を視野に入れた訓練を実施するとともに、資器材点検や消火訓練を毎月実施するなど、常に大規模災害等に対応できる態勢を整えています。

■平成 21 年度から活動を開始した二中学区避難所運営協議会は、多くの会議や視察を重ね、当初の目標であった狛江市避難所運営基本マニュアル（仮称）が完成しました。これを受け、市では避難所運営の基本的なマニュアルとなる「（仮称）狛江市避難所運営基本マニュアル」の作成に取り組んでいます。これまでは、各町会や防災会各支部のみで活動していることが多かったのですが、避難所運営協議会の活動を開始することにより、町会間や防災会支部間、また P T A や育成委員会等、団体相互の交流が深まり、災害時に必要な顔の見える地域の信頼関係が形成され、地域コミュニティの活性化にも貢献しています。



避難者で溢れる受付（12/5 避難所運営訓練）

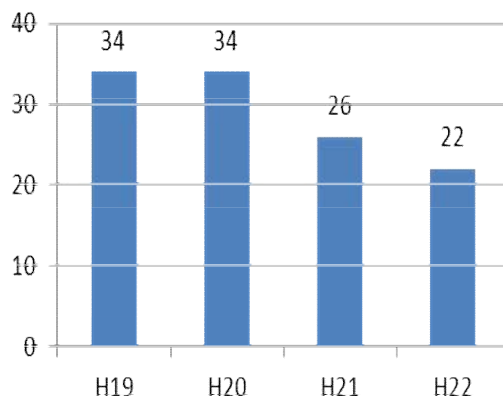


二中学区避難所運営協議会の構成

■防火協会による火災予防運動を通じた防火・防災に関する意識啓発、各種警戒活動の推進等に伴う災害等の未然防止、町会・自治会が実施する年末火災警戒の支援、住宅用火災警報器の取り付け強化支援等の取組みにより、市内の火災発生件数は近年減少しています。また、火災による死者も平成 18 年 2 月 1 日以降発生しておらず、平成 23 年 7 月 25 日午前 0 時をもって連続 2000 日に達しました。



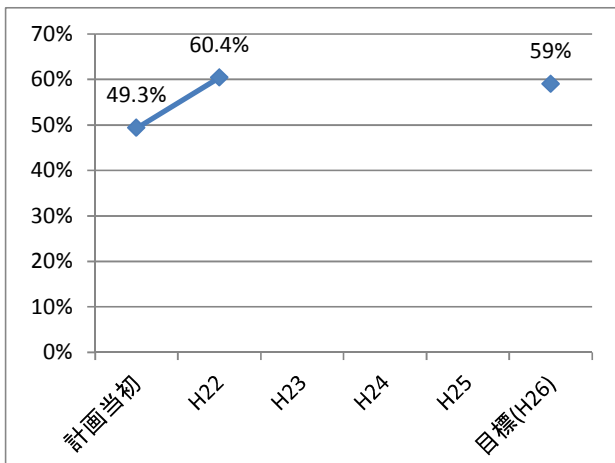
年末特別消防警戒の様子



火災発生件数

■防災会では、各支部において地域防災訓練や各種の防災啓発活動を行うとともに、防災会支部長婦人部長会では各支部の取組みの紹介や情報の共有化を行うことで、各支部が互いに切磋琢磨し、自主防災訓練の精度を上げています。また、防災訓練や水防訓練、防災リーダー研修会、防災講演会等へ参加し、地域防災の要として、活躍されています。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況								
普段から災害に対して備えをしている市民の割合	達成	 <table><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>49.3%</td></tr><tr><td>H22</td><td>60.4%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>59%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	49.3%	H22	60.4%	目標(H26)	59%
時期	割合 (%)									
計画当初	49.3%									
H22	60.4%									
目標(H26)	59%									
指標の考え方										
普段から災害に対して何かしらの備え(家屋の耐震化、非常食の準備、防災グッズの用意など)をしているか、市民アンケートにより測るものです。設問に対し、「何かしらの備えをしている」と答えた人の割合を 59%まで引き上げることがめざします。										

3. 災害時要援護者等の対策の

充実

めざす姿

「誰もが避難して安全を確保できる体制ができています。」

【施策の方向性】

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する情報収集伝達体制を充実させるため「災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、地域の協力・連絡体制の整備、充実や二次避難所（福祉避難所）の整備、生活再建支援策の検討を進めます。また、狛江市を通過する帰宅困難者対策の検討も進めます。

【施策展開の方針とその考え方】

地震等災害が発生した場合、市民は情報を迅速かつ適切に把握し、生命を守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災のための行動をとる必要があります。しかし、高齢者や障がい者等災害時要援護者は、災害が発生したときに独自で安全に避難することが難しいと言われています。避難に何らかの支障が生じやすい災害時要援護者が迅速かつ的確に避難することができ、一時避難場所、二次避難所における生活について、地域における支援体制の環境を整備し、市の全体計画、個別計画等を策定することで、市民が災害等に遭遇しても安心して暮らしていくことができるよう体制を整えます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）
災害時要援護者支援制度 （福祉サービス支援室）	狛江市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づき、高齢者、障がい者等災害が発生したときに独自で避難することが難しく、避難生活に何らかの支障が生じやすい方（要援護者）が、迅速かつ的確に避難できるように地域の協力・連絡等の支援体制を整備します。	・実施要綱制定 ・対象者抽出（高齢者・障がい者） ・民生委員による申請書配布及び郵送 ・申請書を名簿化 決算額 22 万 1 千円

※一般事務費の一部を抜粋して事業化しているため、コスト内訳は記載していません。

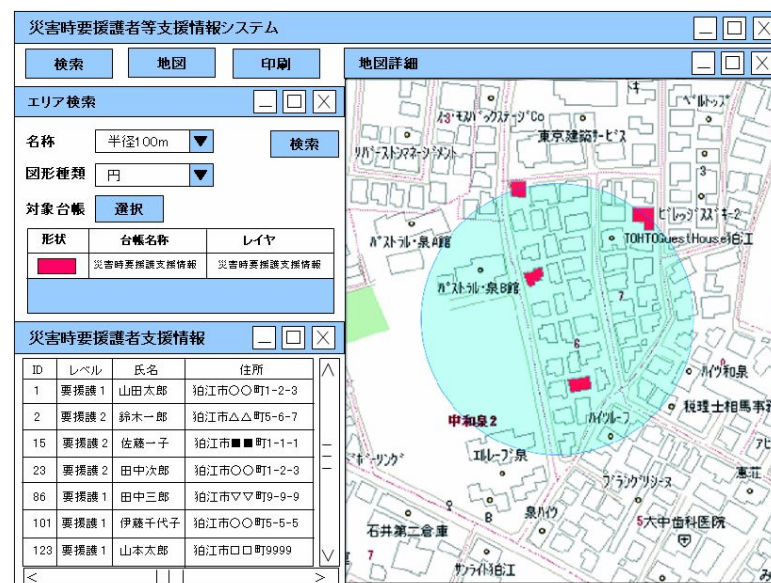
【施策の成果】

平成 22 年度においては、災害時要援護者支援制度実施要綱を制定し、災害時要援護者名簿を作成しました。名簿化については、介護支援課と連携して対象者の抽出を行い、高齢者の方については、民生・児童委員が申請書を直接配布し、障がい者の方については、対象者に郵送にて申請書を送付しました。その結果、平成 23 年 4 月 15 日現在で高齢者の方 2,126 名、障がい者の方 433 名の登録希望を受け、合計 2,559 名の方を名簿に登録しました。

平成 23 年度については、名簿登録者のうち介護保険等のサービスを受けておらず、特に状態の分からない高齢者の方に対して、訪問調査や電話による聞き取り調査を行い、名簿登録者の支援の必要度等によるカテゴリー分けを行うとともに、地域の協力者等と円滑な連携が図れるよう名簿のデータベース化を行い、地図情報と連携させることで市の災害時要援護者の基幹的なシステムとして構築します。

その後、市の災害時要援護者に対する全体プランを作成し、地域の支援組織を使った実践的なモデルプランの検討を行い、順次全市的な取組みに広げていく予定です。その際、地域防災計画との整合性を図り、各課と連携し、地域の協力支援体制を整備します。

■イメージ



帰宅困難者

東日本大震災では、都内においても鉄道全線が一時運休し、高速道路の閉鎖等により、一般道が車で大渋滞となりました。

鉄道の運休や電話の通話規制に伴って携帯電話が利用不可能となり、家族の安否確認ができなかったことから、多くの方が帰宅行動を取る事となり、世田谷通り等で多数の歩行者が狛江市を通過しました。これらのことから、災害時には身の安全を確保し、無理な帰宅を控えるよう広報するとともに、帰宅支援ステーションや赤十字エイドステーションと連携を図りながら、帰宅困難者に対応していきます。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況
災害時要援護者支援プランの策定	未達成	(経過) ・H22 災害時要援護者の名簿作成 ・H23 名簿のデータベース化、システム化 (目標) ・支援プランの策定
指標の考え方		
高齢者や障がい者をはじめ、災害時の避難にあたり、援護を必要とする「災害時要援護者」の支援プランの策定をめざします。		

4. 集中豪雨や局地的大雨対策 の推進

めざす姿

「水害に強いまちづくりが進んでいます。」

【施策の方向性】

集中豪雨や局地的大雨に対する的確な情報を確実・迅速に市民等へ伝える伝達体制を確立します。また、河川のはん濫や下水道管からの雨水の逆流を防ぐため、下水道施設の整備・更新の推進や公共施設・各家庭への雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、国や都へ関係施設の整備強化を働きかけます。あわせて、水防訓練の実施や洪水ハザードマップの配布等を行い、浸水の危険性と日頃の備えの必要性を周知します。

【施策展開の方針とその考え方】

■下水道総合計画に基づき、雨水管渠未整備路線の整備を実施するとともに、近年多発する集中豪雨に対応するため、既存路線の改修を実施します。また、雨水流出抑制施設も兼ねる水質改善を図るための合流式下水道改善事業^{*1}を平成25年度までに完了します。

■集中豪雨・局地的大雨の頻発や台風の大型化などに備えるため、ハードの整備にとどまらず、市民一人ひとりが初期対応を適切に取れるようソフト対策も重視し、「自らのいのちは自ら守る（自助）」と「自らのまちは自ら守る（共助）」の考え方に基づき、自助・共助が十分発揮できるように各種事業を展開し、「東京一安全な都市-狛江」の実現を図ります。

^{*1}下水道には汚水（家庭の台所・風呂・洗濯・し尿、工場排水など）と雨水を1つの管渠で排除する「合流式下水道」と汚水と雨水をそれぞれ別の管渠で排除する「分流式下水道」の2種類があります。

狛江市では両方の方式を採用していますが、「合流式下水道」では雨天時に処理しきれない汚水と雨水の混じった一部の下水が野川と入間川に放流される場合があります。これを防ぐために下水道の負荷を減らす浸透施設の整備を狛江市合流式下水道緊急改善計画として実施しています。なお、これらの施設は豪雨対策としての効果も発揮します。

合流式
下水道



分流式
下水道



下水道の現状

狛江市における公共下水道は昭和44年に整備を開始しました。汚水の整備率は昭和54年にほぼ100%となり、現在は雨水の整備を進めています。また、汚水や雨水を流すための施設である「下水管渠」は、その寿命が50年と言われており、当初大量に整備した管渠が30～40年を経過していることから、適宜補修工事等も行っています。

■狛江市下水道の概要

下水道事業名	狛江市公共下水道（多摩川流域野川処理区関連） 市全域が、2つ以上の市町村の下水を集めて処理する流域下水道であり、野川処理区は武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市で構成されています。
区域面積	582ha*（うち合流式389ha、分流式193ha） ※行政区域639haのうち、多摩川河川敷等の市街化調整区域57haを除いた市街化区域を下水道計画区域としています。
事業認可年度 事業着手年度	下水道法と都市計画法の事業認可及び下水道事業としての着手 昭和44年（1969年）
整備率	○汚水 100%（普及率100%） ○雨水 約70%（ただし幹線系統は100%）
雨水放流の状況	・分流雨水放流渠3か所（いずれも多摩川に放流）※うち1か所は世田谷区経由 ・合流式下水道越流水放流渠2か所（野川と入間川に放流）※うち1か所は世田谷区経由
主な施設構造物	狛江（中継）ポンプ場1施設（処理場は東京都下水道局森ヶ崎水再生センター） その他主要な施設は、幹線管渠を除き、なし。

（出典：狛江市下水道総合計画）

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）
管渠整備*2 （下水道課）	下水道総合計画に基づき、平成 26 年度までに雨水整備率 75%を目標に雨水管渠未整備路線の整備を実施するとともに、管渠の更生*3、増補管の整備*3及び流路切替工事*3を実施します。また、合流改善施設として雨水浸透施設の整備を行います。	・雨水浸透施設実施設計 ・伏越*4改修事業業務委託 ・流域下水道建設負担金 ・管渠整備延長 1,406m 決算額 3 億 8,942 万 7 千円
㊦災害対策*5 （安心安全課）	全市民及び事業者等に参加を呼びかけ、東京消防庁第八消防方面本部・狛江市合同総合水防訓練を実施しました。狛江市では昭和 49 年に多摩川が決壊し、また近年多発している集中豪雨に備えるため、防災関係機関相互の連携と推進を図るとともに初期対応が重要なことから、地域住民に作業が可能な簡易水防工法等を実践しました。また、市民等への情報連絡体制の確保のため、狛江市緊急災害情報メール（エリアメール）の運用を開始しました。	・八方面合同水防訓練：1 回実施 ・総合防災訓練：1 回実施 ・防災講演会：1 回開催 ・備蓄品の購入更新 ・防災機器の維持管理 ・緊急災害情報メール運用開始 ・避難場所表示板更新 決算額 1,937 万円

*2 下水道特別会計は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

*3 下水道整備完了地区において、都市化の進行などによって当初計画していた時間 50mm の降雨に対しての目標を達成できていない区域については、管渠の流れやすさを向上させるための更生工事、流下能力の低い管渠を補うために既存管渠に並行して設置する増補管の設置並びに流下能力に余裕がない区域から余裕がある区域に下水を切り替える流路切替工事を計画しています。

*4 下水道管渠は流れに支障をきたさないように滑らかな下り勾配となるように設置されていますが、他の埋設物等障害物がある場合には管渠を部分的に切り下げて水圧で押し流す方法をとる場合があります、これを「伏越（ふせごし）」といいます。伏越を行うことにより人孔や管の底に汚泥等が堆積し、下水の流れに支障をきたしたり臭気の発生の原因となるため、障害物が解消された場所で浸水被害が発生している区域については、これを改修する事業を行っています。

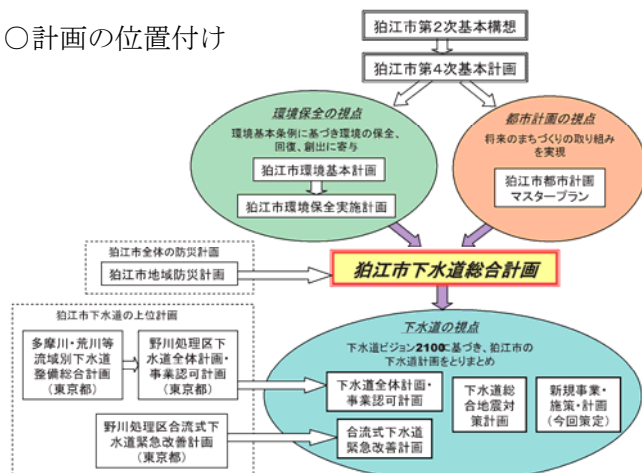
*5 コスト内訳は P14 に記載しています。（再掲）

■下水道総合計画

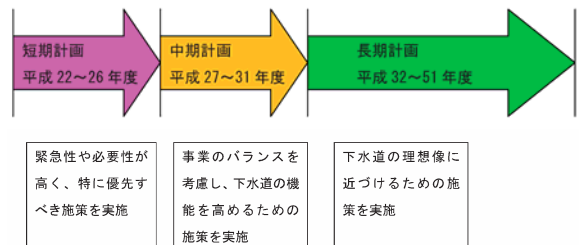
市民生活の最も重要なインフラの一つとして、将来にわたって安定した下水道サービスを提供していくため、平成 21 年度に狛江市下水道総合計画を策定しました。

総合計画では、下水管渠の老朽化対策や集中豪雨や地震等の災害対策、合流式下水道の改善、地球環境の視点からの広域的な水質保全、水循環の再構築、将来人口の減少に伴う使用料収入の減少など、市の下水道を取り巻く課題を踏まえ、今後の下水道の適切な維持管理や効果的な改築・修繕など短期・中期・長期の取組みを時系列で整理しています。

○計画の位置付け



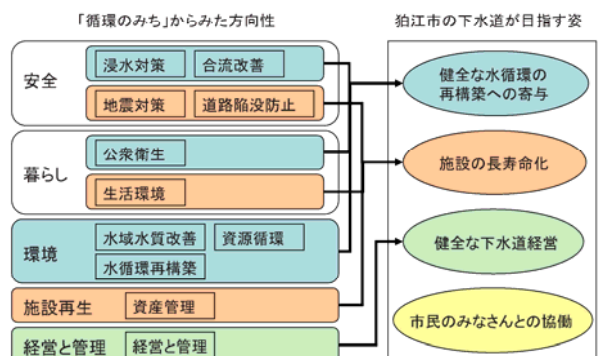
○計画期間



○基本理念と施策の方向性

＜狛江市下水道総合計画の基本理念＞

わたしたちのくらしと水環境の未来のために



狛江市下水道総合計画の体系図

【施策の成果】

- 管渠整備における世田谷通りの和泉下幹線伏越改修事業業務委託は、舗装の本復旧は繰越明許*となりましたが、下水道管渠の工事部分については完了し、溢水被害や汚泥の吹き出しがなくなることで悪臭等が解消され、環境被害も少なくなります。また、平成 22 年度末の雨水整備率は、68.5%となりました。

*繰越明許…繰越(P12)のうち、予算成立後の事由により年度中に支出が終わらない経費を議会の議決を経て次年度に繰り越して執行すること。

伏越改修事業



ボックスカルバート 2.3m×2.3m 延長 72.67m

- 5年に一度の東京消防庁第八消防方面本部・狛江市合同総合水防訓練においては、集中豪雨によって大規模な道路冠水と住宅浸水が発生したと想定し、初動対応が最も重視される市民による水防活動において、雨天の中、多くの市民が協働し、簡易水防工法等の実践的な訓練を行うことができました。
- 近年の台風の大型化等により、多摩川の増水による決壊等が懸念されていますが、市民に対する避難勧告・避難指示等の伝達方法の1つとして、狛江市緊急災害情報メール（エリアメール）を導入しました。荒天時には正しい情報をより多くの方々へ瞬時に伝える必要がありますが、緊急災害情報メールは、事前登録の必要がなく、電話やインターネットのようにアクセスが集中して混み合うこともないため、防災行政無線を中心とした情報伝達手段の補完的役割として、大いに期待されます。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況								
市内の浸水被害発生件数(5年間)	—	<table><tr><th>項目</th><th>件数</th></tr><tr><td>計画当初</td><td>128件</td></tr><tr><td>H 22</td><td>3件</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>64件</td></tr></table>	項目	件数	計画当初	128件	H 22	3件	目標(H26)	64件
項目	件数									
計画当初	128件									
H 22	3件									
目標(H26)	64件									
指標の考え方										
市内で発生した浸水被害の発生件数です。計画期間の5年間(平成 22 年度～平成 26 年度)で、平成 16 年から 20 年の間に発生した件数(128 件)の半減をめざします。										

◆施策中項目の評価

進捗状況

C

一部の項目で、既に 26 年度までの目標を達成している。

この施策中項目に設定されている 4 つの指標※のうち、1 つが既に 26 年度までの目標に達しています。

※小項目の指標「市内の浸水被害発生件数（5 年間）」は達成状況を示す割合の分母からは除いています。

■今後の課題

■災害に強い都市基盤の整備

災害に強いまちづくりを進めていく上では、狛江市公共施設再編方針や狛江市耐震改修促進計画に基づき、公共施設の耐震化率 100%に向けて着実に事業を進めていくことが重要ですが、その際防災センター増築に伴い、センターの運用に必要な機器整備の充実を図ることや、施設整備の際には、地球環境やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行うことなどが課題となります。また、東日本大震災を踏まえ、整備内容や事業の前倒しを検討し、災害に強いまちづくりを推進します。

■自主防災活動の推進

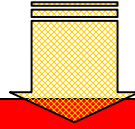
災害時は自助・共助・公助の連携が重要ですが、自助の支援策の 1 つとして、市民一人ひとりが普段から災害の備えに対する準備ができるように、ホームページ等を活用し、様々な情報提供を行えるような対策が必要です。また、災害時の避難所の運営体制の整備は非常に重要であり、避難所ごとに避難所運営協議会を立ち上げることが喫緊の課題です。

■災害時要援護者等の対策の充実

災害時要援護者等の支援体制の確立には、日常からの地域のつながりが重要です。地域の支援組織との連携を図りながら、プランの策定を検討していくことも重要です。また、帰宅困難者に対する対策については、多くの課題が見つかり、見直しが必要です。

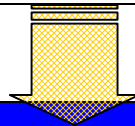
■集中豪雨や局地的大雨対策の推進

災害時の情報提供は非常に重要です。安心安全メールの普及活動や、新たに防災行政無線の電話による自動応答システムの導入など聞こえにくい地域に対応するなどの検討が必要です。また、災害時に組織的即応体制が取れるよう復旧復興対応研修を行い、日頃からの訓練の充実を図っていくことも重要です。



◆外部評価委員会の提言

総 評	「災害に強いまち」については、まず市長方針である「東京一安全な都市」をめざしていることを評価したい。また、家具転倒防止器具助成事業や避難所運営協議会補助事業など、個別の事業における市の地道な努力は評価できるものがある。特に災害時要援護者支援制度構築事業は、ねらいや対象も明確にされており、高く評価できる。 しかし、この施策のメインとなる小項目1「災害に強い都市基盤の整備」や小項目2「自主防災活動の推進」における各種事業や取組みが、平時の防災・防犯の視点に終始している点は課題である。先日の東日本大震災やそれに伴う原発事故など、それまでの想定を超えるような災害が発生したときに、市として“市民の命を守る”務めを果たすためにどのような備えをしているのか。今日の市民の重大な関心の高さに応える意味でも、大規模災害発生時の市の具体的な対策について早急に準備するとともに市民に向けて積極的に周知することが望まれる。
施 策 に 関 する 提 言	①問題点や緊急時の責任と役割分担の認識を共有する観点から、普段からの市と避難所運営協議会とのコミュニケーションが重要である。 ②災害時には、避難所の運営は特に重要なことである。まず、避難所運営協議会をできるだけ多くの学校で設立するべき。 ③各地域の組織が集まるところで、細部まで統一したマニュアルを作成することは現実的に困難である。避難所運営マニュアルは基本的な事項のみを定め、詳細は各避難所に委ねるべき。 ④形式的なものではなく、災害時に本当に有効に機能する市民の防災リーダーを育成するべき。 ⑤例えば、高齢者や災害弱者へのフォローなど、女性の活躍の場を広げるべき。 ⑥普段仕事をしている若い人は、なかなか地域の活動に参加できないが、災害時にはそのような人も地域で活動していただかなくてはならない。そのような人も市の事業に参画できるような取組みを企画するべき。



◆外部評価委員会の提言に対する市の方針

提 言 へ の 対 応 方 針	①ご指摘のとおり、市としても常日頃からコミュニケーションをとっていることは大変重要であると考えています。今後も、避難所運営協議会と連携し、コミュニケーションを図っていきます。 ②ご指摘のとおり、市としてもまず第一に各箇所避難所運営協議会の設立を進める方針であります。二中避難所運営協議会をモデルとしながら、他学区域における避難所運営協議会の設立に向け、地域住民に働きかけていきます。 ③ご指摘のとおり、各避難所でのマニュアルづくりの際は、各地域の実情に合ったマニュアルを作成いただくようお願いしていきます。 ④実効的な防災リーダー育成のため、必要な研修や訓練等について検討していきます。 ⑤女性の視点を取り入れた避難所運営等、様々な観点からその活躍の場を広げられるよう検討します。 ⑥若い人が自発的に参画できるよう施策の内容や実施方法を工夫するとともに、地域にも参画を促していただくよう働きかけていきます。
--------------------------------------	---

5-1-1 子育て・子育て支援体制の充実

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

女性の社会進出の増加や雇用形態の多様化、景気の後退などに伴い、子どものいる共働きの家庭が増加しています。しかしながら、共働き家庭を支える社会システムの整備はまだ決して十分ではなく、子育てや結婚に対する不安が解消されていないため、少子化が進んでいます。狛江市においても、今後14歳以下の年少人口は減少していくことが予測されています。

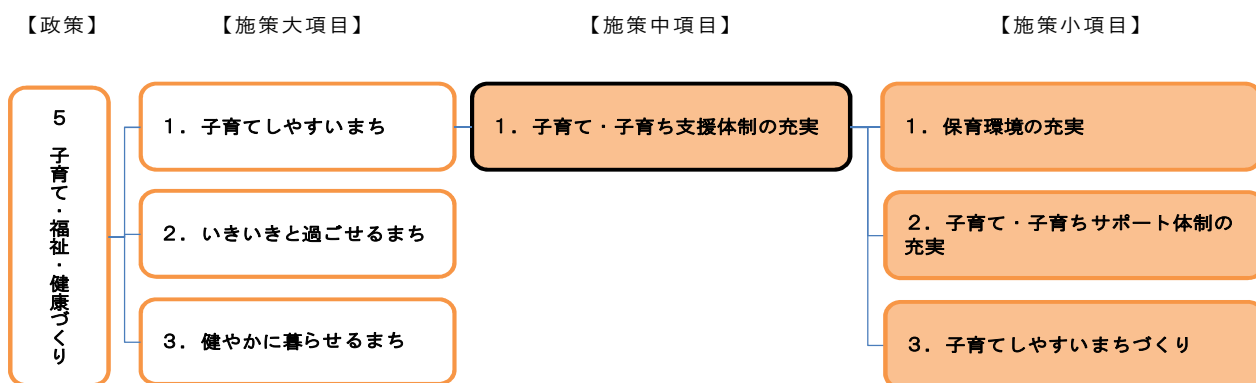
市では、平成17年に次世代育成支援行動計画を策定し、総合的な観点から子育てと子育ての環境づくりに取り組んできました。特に子ども家庭支援センターは、市の子育て支援の中核施設として位置付け、子育て相談や子どもに対する虐待への対応など幅広い活動を行ってきました。しかし、希望しても保育所に入所できずにいる待機児童数が、平成21年4月現在75名となるなど子育てを取り巻く環境として決して十分とは言えない状況にあり、また、市民の子育てに対するニーズもますます多様化してきています。

これからも、待機児童の解消や多様なニーズに対応できる保育サービスの提供、子育て世帯へのサポートの充実、子育て世帯を取り巻く環境整備など、引き続きハード・ソフトの両面から子育てしやすいまちをつくっていくこととあわせ、地域で子どもがいきいきと育っていく力を応援する視点からの環境づくりが課題となっています。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・平成23年4月1日現在、待機児童数は73名とほぼ横ばいとなっています。
- ・国は、新たな保育制度＝「子ども・子育て新システム」を構築するとして、検討を始めました。
- ・新システムは、すべての子どもに切れ目のないサービスを保障するために、幼保一体化をベースに、直接契約、直接補助、応益負担を原則にしています。
- ・新システムにおける事業者指定制度も見据えながら、認証保育所の運営基盤を利用者ニーズの高い認可保育所に近づける支援が必要です。
- ・認可保育所によるバックアップをはじめ、同じ地域の子どもを預かる保育サービスや幼稚園も含めた子ども関連の社会資源が垣根を越えて連携することにより、地域における保育の質の向上を図っていくことも望まれています。

■施策体系



【施策の構成】

この施策では、主に子育ての支援に関する施策を取り扱っています。

このうち「1. 保育環境の充実」では、公立の認可保育所をはじめとした保育施設におけるいわゆるハード面の整備や、一時保育・病児保育など市が提供する保育サービスを扱っています。また、「2. 子育て・子育てサポート体制の充実」では、子育てに関する相談や情報提供など、子どもが健やかに成長できるような子育て世代の育児のサポート体制について扱っています。「3. 子育てしやすいまちづくり」では、各種手当の支給など子育て世帯の経済的負担の軽減とともに、地域交流・父親の子育てへの参加など、家庭の枠組みを超え、地域や市全体として子育てしやすいまちとなるような施策を扱っています。

1. 保育環境の充実		めざす姿 「それぞれのニーズに応じた保育サービスが受けられています。」																
【施策の方向性】 待機児童の解消に向けた保育施設の整備や保育の質の向上に努め、安心して子育てができる環境を整えます。また、仕事と子育ての両立や保護者の病気、緊急の時などに子どもやその家庭の状況に応じた多様な保育サービスを提供します。																		
【施策展開の方針とその考え方】 少子化が進むなかで、安心して子育てができる環境づくりや子どもがいきいきと育つまちづくりに対応するため、市民とともに考え、協力しあって、「子育て一番のまち」を実現します。 ■新保育計画 ^{*1} の前倒し実施も含め、着実な事業展開を図り、早期に待機児童ゼロを目指します。 ■和泉児童館と宮前保育園の合築に際しては、それぞれの地域での新たな子育て支援の中心としての施設と役割を整理し、第三の児童館の検討とリニューアル後の公立保育園の子育て機能の充実を図ります。 ■公立保育園正規職員 81 名体制（保育士）の検証を行うとともに、公立としての新たな保育サービス提供の検討を行います。また公共施設再編方針に基づき、耐震補強をはじめとした計画的な保育環境の整備に努めます。 ■狛江すこやか病児保育室の安定的経営を支援するとともに、新たな病後児保育サービスの導入を見据えた総体的な病児保育体制の確立を図ります。																		
【施策に関連する取組みの概要】																		
○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）																		
事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳															
既存保育園整備・改修 （管財課）	狛江市公共施設再編方針に基づき、既存の市立保育園の改築・建替えを進めます。	藤塚保育園改修工事実施設計 和泉保育園・三島保育園耐震診断 仮園舎設置基本計画・同設置工事 決算額 1 億 2,985 万 7 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額</th><th>割合</th></tr><tr><td>基金繰入</td><td>12054万円</td><td>93%</td></tr><tr><td>都補助</td><td>490万円</td><td>4%</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>243万円</td><td>2%</td></tr><tr><td>国補助</td><td>199万円</td><td>1%</td></tr></table>	項目	金額	割合	基金繰入	12054万円	93%	都補助	490万円	4%	一般財源	243万円	2%	国補助	199万円	1%
項目	金額	割合																
基金繰入	12054万円	93%																
都補助	490万円	4%																
一般財源	243万円	2%																
国補助	199万円	1%																
病児保育 （子育て支援課）	保護者の子育てと就労の両立を図るため、保育園等に通っている子どもが病気等でそれらの施設に預けられないとき、また冠婚葬祭などの場合、小学校3年生までの子どもについて、医院に併設された病児保育室で預かります。	病児保育委託 決算額 784 万 6 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額</th><th>割合</th></tr><tr><td>都補助</td><td>781万円</td><td>100%</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>4万円</td><td>0%</td></tr></table>	項目	金額	割合	都補助	781万円	100%	一般財源	4万円	0%						
項目	金額	割合																
都補助	781万円	100%																
一般財源	4万円	0%																
新設保育園整備事業 （管財課）	狛江市公共施設再編方針に基づき、駅前自転車駐車場用地に新たな認可保育園を整備します。平成 25 年 4 月開園。概ね 110 名定員。	— 決算額 0 円	—															
宮前保育園・和泉児童館合築整備 （管財課）	狛江市公共施設再編方針に基づき、宮前保育園と和泉児童館の複合化のための施設整備を行います。平成 28 年 4 月リニューアルオープン	— 決算額 0 円	—															

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
私立認定こども園運営費等補助 （子育て支援課）	既存の幼稚園の活用により待機児童対策を推進する認定こども園に対し、運営費の補助を行います。	・2名の保育実施 決算額 46 万 8 千円	【都補助】23万円 50% 【一般財源】23万円 50%
保育所等児童運営費 （児童青少年課）	市内に住所を有している園児が就園している市外保育園並びに市内認可外保育園に運営費の一部を助成しています。	・認可外保育室運営費補助 ・認証保育所運営費補助 ・市立外保育園児童運営費補助 決算額 5 億 8,532 万円	保護者負担（保育料）5348万円 9% 【都補助】19028万円 33% 【国補助】6734万円 11% 【一般財源】27423万円 47%
保育園維持管理費 （児童青少年課）	市立6園の保育園を運営します。	・嘱託保育士報酬 ・給食用材料購入 ・保育用備品整備 決算額 3 億 3,585 万 1 千円	保護者負担（保育料）3364万円 10% 【都補助】1328万円 4% 【国補助】78万円 0% 【一般財源】28815万円 86%
保育事務強化事業 （児童青少年課）	保育園入所決定審査期間を短縮し、多様な就園機会の拡大を図ります。	・臨時職員賃金 決算額 311 万 3 千円	【都補助】311万円 100%

【施策の成果】

保育サービスの充実度や待機児童数で、わずかではあるが改善の数値を示していますが、未だめざすべき姿を達成するには、引き続き、重点的に諸施策を展開していく必要があります。

■公立保育園においては、平成21年4月1日から保育士81名体制に移行しました。81名体制通年化の検証として、1人1月当たり超過勤務時間数を比較した結果（20年度0.7時間：21年度0.8時間）、職員配置による過剰労務は認められませんでした。国で検討されている「子ども・子育て新システム^{*2}」（以下「新システム」という。）導入に向けて、公立保育園のあり方、公立の中における個々の保育園の特色づくりに改めて取り組んでいく必要があります。

^{*1} 新保育計画…P31 参照

^{*2} 子ども・子育て新システム

子どものための手当の支給や幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステム。現在、平成24年の通常国会での法案提出を目指して検討が進められている。

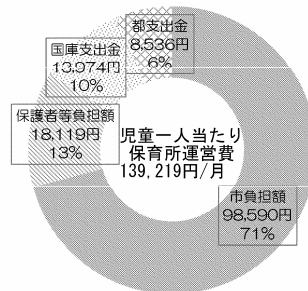
保育所運営費

保育所運営費は、いわゆる国基準支弁額（保育所の規模・児童の年齢区分などにより国が定めた、児童一人当たりの保育の実施に係る費用をもとに算出）や都加算支弁額、市負担額、保護者負担額（保育料）などで賄われています。

現状では、国や都の支出金については整理・合理化され、いわゆる一般財源化や交付金化されておりますが、従前の国基準支弁の考えをもとに公立・私立それぞれの運営費を算出しました。

項 目	運営経費合計	公立保育所	私立保育所
総事業費（千円）	1,428,368	1,051,273	377,095
児童一人当たり負担額（円/月）	140,968	139,219	146,046
国負担額	17,077	13,974	26,082
都負担額	14,922	8,536	33,461
市負担額	90,420	98,590	66,705
保護者等負担額	18,549	18,119	19,797

児童一人当たり保育所運営費《平成22年度決算（公立）》



公立保育園の耐震化

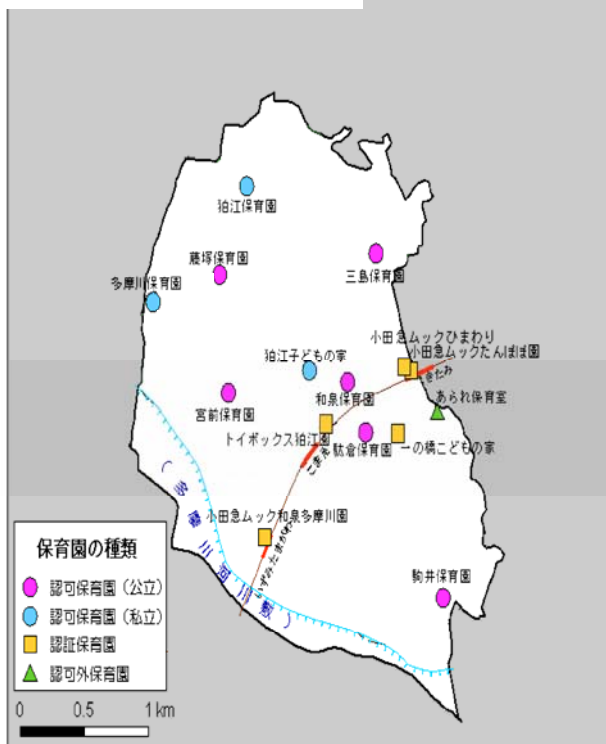
■仮園舎の設置により、公立保育園全園の計画的な耐震工事の拠点が確保され、23年度改修の藤塚保育園をはじめとして一連の耐震化計画のスタートを切ることとなりました。今後、計画の進捗管理に努め、短期間で確実に全園の耐震改修、リニューアル整備を行っていきます。

●泊江市立保育園耐震工事スケジュール（予定）

実施年度	施設名称	仮園舎への移転期間	工事内容
22年度	仮園舎（建設）	—	—
23年度	藤塚	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	都営住宅耐震工事実施に伴い内装リニューアルを実施
24年度	駒井	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	耐震工事及び施設のグレードアップを実施
25年度	駄倉	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	耐震工事及び施設のグレードアップを実施
26年度	和泉・三島	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	耐震工事及び施設のグレードアップを実施
27年度	宮前	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	和泉児童館との合築を予定

※ 園毎の詳細については、順次個別の説明会を開催する予定です。

●市内の保育施設（H24.3現在）



泊江市内には認可保育所9園（公立6園、私立3園）と認証保育所5園、認可外保育所が1園あります。

※認可外保育所「あられ保育室」は、平成24年3月末をもって閉園する予定です。

●仮園舎（東和泉1丁目）



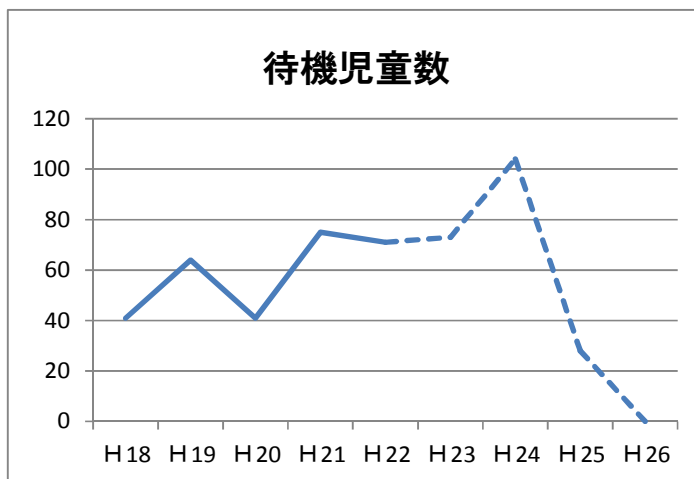
耐震工事を行っている間、この仮園舎で保育を実施します。

※23年度は藤塚保育園の仮園舎となっています。

待機児童数

■待機児童数の伸びは一定の収まりをみせたものの、依然高止まりの状況にあります。認証保育所の施設改修により一定の定員確保はできましたが、待機児童数全体を吸収するためには、新たな認可保育所の設置など公共施設再編方針並びに新保育計画で掲げた保育サービス供給の確保を引き続き推進する必要があります。

※右のグラフは、これまでの待機児童数の推移（実線）と今後の待機児童数の見込み（点線・下記「新保育計画」参照）を記載しています。



新保育計画*

児童福祉法の規定により、待機児童が 50 名以上いる自治体については、保育の供給体制を確保するための計画の策定が義務付けられています。

狛江市では、平成 19 年 4 月 1 日に待機児童が 50 名を超えたことから、平成 20 年度に保育計画（平成 20 年度～22 年度）を策定しました。しかしながら、この計画の最終年度である平成 22 年 4 月 1 日現在でも待機児童が 50 人を超えていたことから、平成 22 年 10 月に新保育計画（平成 23 年度～26 年度）を作成しました。この新たな保育計画では、今後見込まれる需要の伸びを踏まえ、認可保育園の増設（2 か所）や既存保育園の改修を中心とした受入れ定員の拡大により、下記の工程表のとおり平成 26 年度における待機児童の解消を目指しています。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
就学前児童数(人) ①	3,367	3,391	3,370	3,335	3,294
サービス需要率 ②	31.51%	32.97%	34.43%	35.89%	37.35%
保育ニーズ量(人) ③	1,084	1,142	1,184	1,221	1,254
保育サービス目標(人) ④	1,027	1,040	1,080	1,193	1,263
待機児童数(人) ③－④	71	73	104	28	0(△9)

※③保育ニーズ量：①×②＋特定待機児童（特定の保育所への入所を希望する待機児童。各年24人）
 ※22年度・23年度の待機児童数は年度当初実績数

■病児保育については、利便性の向上から市内 2 か所目の開設が望まれています。その費用対効果から、常設型だけでなく派遣型の選択も含めた検討を行いました。また併せて、現在の病児保育室の利用率向上を目指し、利用者ニーズに基づきトイレ等の施設改修や案内方法等の運営改善を行い、登録者（H21 244 人→H22 269 人）及び延べ利用者（H21 491 人→H22 528 人）の増加につながりました。

■宮前保育園・和泉児童館の合築については、新システムの検討状況に注視し、また北部地域の新たな児童館設置も視野に入れた上で、合築後の姿を平成 24 年度中に整理します。

▽施策の進捗状況

施策成果指標①	達成度	進捗状況								
保育サービスが充実していると思う市民の割合	未達成	<table><caption>指標の進捗状況</caption><thead><tr><th>年度</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>19.8%</td></tr><tr><td>H22</td><td>20.3%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>30%</td></tr></tbody></table>	年度	割合	計画当初	19.8%	H22	20.3%	目標(H26)	30%
年度	割合									
計画当初	19.8%									
H22	20.3%									
目標(H26)	30%									
指標の考え方										
保育サービスが充実しているか、市民アンケートにより測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合を 30%に引き上げることをめざします。										

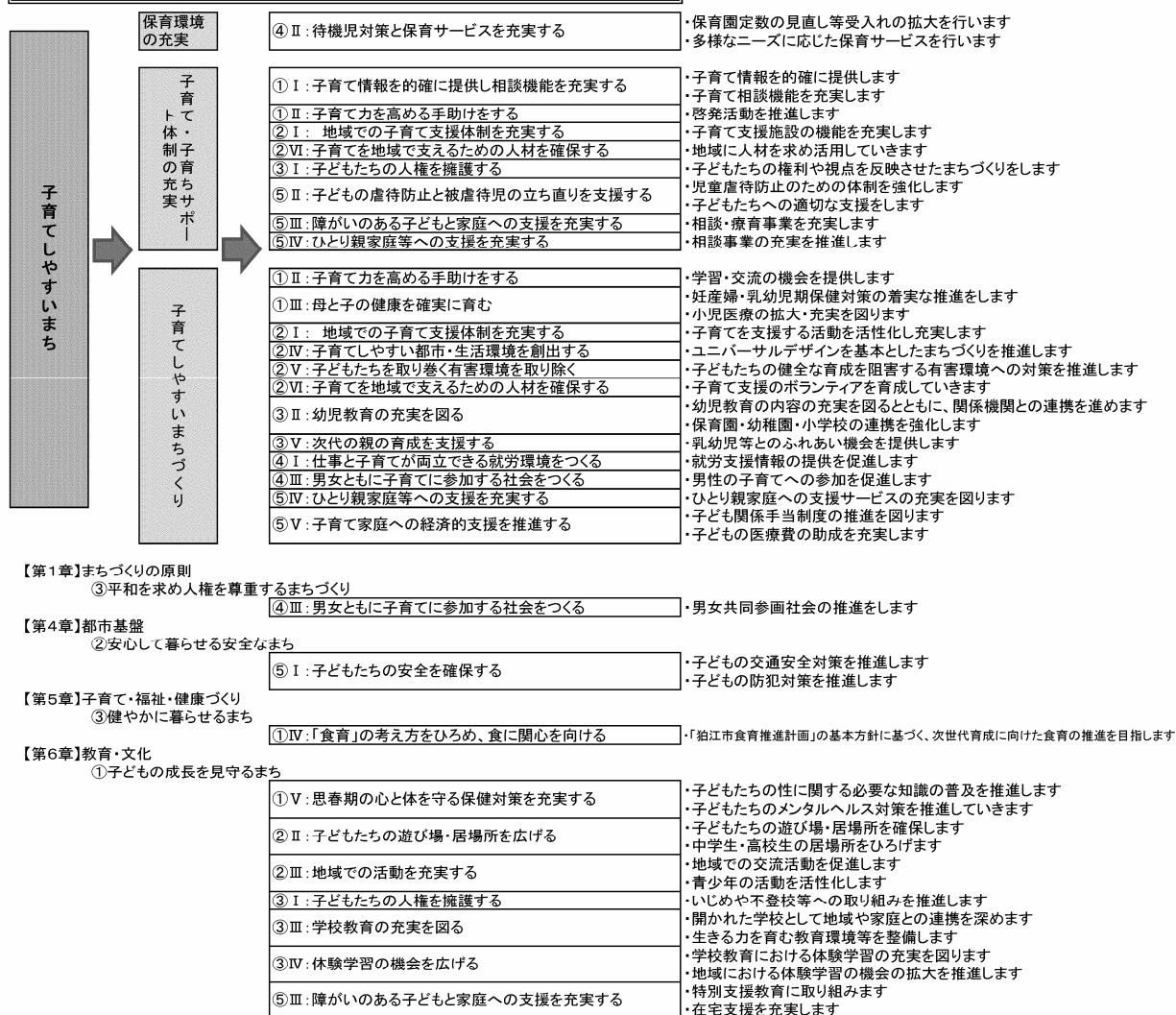
施策成果指標②	達成度	進捗状況								
待機児童数	未達成	<table><thead><tr><th>年度</th><th>人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>75人</td></tr><tr><td>H22</td><td>73人</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>0人</td></tr></tbody></table>	年度	人数	計画当初	75人	H22	73人	目標(H26)	0人
年度	人数									
計画当初	75人									
H22	73人									
目標(H26)	0人									
指標の考え方 市民の保育需要に応えられているか、希望しても保育所に入所できない「待機児童数（毎年度4月1日現在）」により測るものです。待機児童数0人をめざします。										

■前期基本計画と粕江市次世代育成支援行動計画(後期)の関連

《5つの基本目標（次世代育成支援行動計画）》

- ① 子どもが健やかに育つ家庭づくりを支援していきます
- ② 地域の子育て力を高める環境を創出していきます
- ③ 子どもの生きる力と豊かな心を育む環境を整えます
- ④ 男女にかかわらず子育てに参加する社会にいきます
- ⑤ 子どもや子育て家庭が安心して生活できる社会にします

■基本計画 第5章 子育て・福祉・健康づくり ⇒ 次世代計画



2. 子育て・子育てサポート体制の充実

めざす姿

「子どもが健やかに育ち、家族が安心して生活しています。」

【施策の方向性】

子育て世代の育児をサポートするため、子育てに関する相談体制を強化し、情報提供の充実に努めます。また、すべての子どもの権利が守られた健やかな成長を支援するため、子ども家庭支援センター^{*1}を中心に相談体制を強化するとともに、関係機関等と連携して保護者に必要な配慮をした適切な指導と支援を行います。

【施策展開の方針とその考え方】

子育て家庭を社会全体で支援する体制を整備するとともに、子育て分野全般において、必要な家庭に対し必要な時点で適切な質と量の支援を行えるような事業構成による施策を展開します。

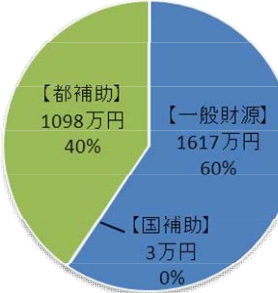
■子ども家庭支援センターが、地域における子育て支援の中心的機関として、子育て家庭の抱える多様な相談に十分に対応できるよう、より専門的機能の充実に努めます。

■ひろく子育て相談に応じるために、子どもと父母が気軽に集まれるあそびの「ひろば」事業を子ども家庭支援センター外の他の地域センター等でも開催し、地域における子育てのアドバイスに努めます。

■児童虐待については社会的な課題として捉え、新たな子ども家庭支援センターへの移行^{*1}を前提とした相談並びに支援体制の構築を図ります。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
子ども家庭支援センター運営 （子育て支援課）	子どもと家庭に関する相談を受けることや子育てに関する事業を展開する子ども家庭支援センターを運営します。 現在は、相談や各種事業の実施などに関する協定を締結し、管理・運営全般を指定管理者に委ねています。	・ケースマネジメント事業 ・地域組織化事業 ・要支援家庭サポート事業 ・在宅サービス基盤整備事業 決算額 2,718 万円	 【都補助】1098万円 40% 【一般財源】1617万円 60% 【国補助】3万円 0%

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H22）
子ども家庭支援ネットワーク会議 （一般事務費）	子ども家庭支援ネットワーク会議の運営を通じて、関連機関、施設の連携に努めています。	・子ども家庭支援ネットワーク会議運営及び研修

^{*1} 子ども家庭支援センター「たんぽぽ」

子ども家庭支援センターは、市民が安心して子どもを産み、育てることができる地域環境の育成を図るために、市が設置している施設です。

センター内には相談室やプレイルームなどがあり、子育てに関する相談や各種事業の実施、虐待対応などを行っています。現在は、社会福祉法人雲柱社を指定管理者として、管理・運営が行われています。

公立保育園の耐震化が完了した後、平成 28 年度に仮園舎として使用している建物にセンター機能を移転する予定です。



【施策の成果】

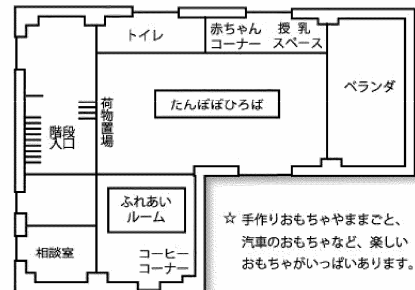
子育てサポートの充実度という指標は、ほぼ横ばいで推移しています。充実度という市民の実感数値を向上させるためには、一つひとつ着実な事業の成果により子育て世帯の満足度を高める一方で、社会全体で子育てをサポートするという意識を醸成しなければなりません。

■子ども家庭支援センターを中心に、福祉・保健・医療・教育等様々な機関がかかわり、見守り、役割分担をして連携することで、子どもに対する虐待予防、早期発見に努めてきました。しかしながら、昨今の子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、虐待対応件数はほぼ横ばいで推移（20年度40件、21年度39件、22年度40件）しています。ただし、狛江市においては、重篤な事案というものは発生していません。

■子ども家庭支援センターの地域組織化事業として、親子のふれあい、保護者同士の座談会等を行うとともに、言語聴覚士や保育士を囲んで、子育てをテーマに学習会を実施しました。

■虐待の温床ともなる親の孤立感の解消策として、子ども家庭支援センターでは子育てグループ等に対し活動場所の提供を行うとともに、親同士の交流や仲間づくりを促進するための子育てひろば事業の拡充に努め、22年度は新たに野川地域センターを活用して実施しました。（6月から翌年2月。3月は地震のため中止。計8回。子どもの延べ参加者数348名）

センターのレイアウト



☆ 遊戯室、図書室、わいわいルームなど、センター1階の施設も利用できます。

狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議

児童福祉法第25条の2に基づき、子どもとその家庭の支援を総合的に推進するため、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を設置

代表者会議

関係機関の代表者により、総合的支援施策の検討、虐待に関する調査・研究等を行います。

実務担当者会議

直接実務を担当している関係機関の職員で、支援が必要な子どもや家庭の実態把握、個別ケースの検証、情報交換等を行います。

個別ケース会議

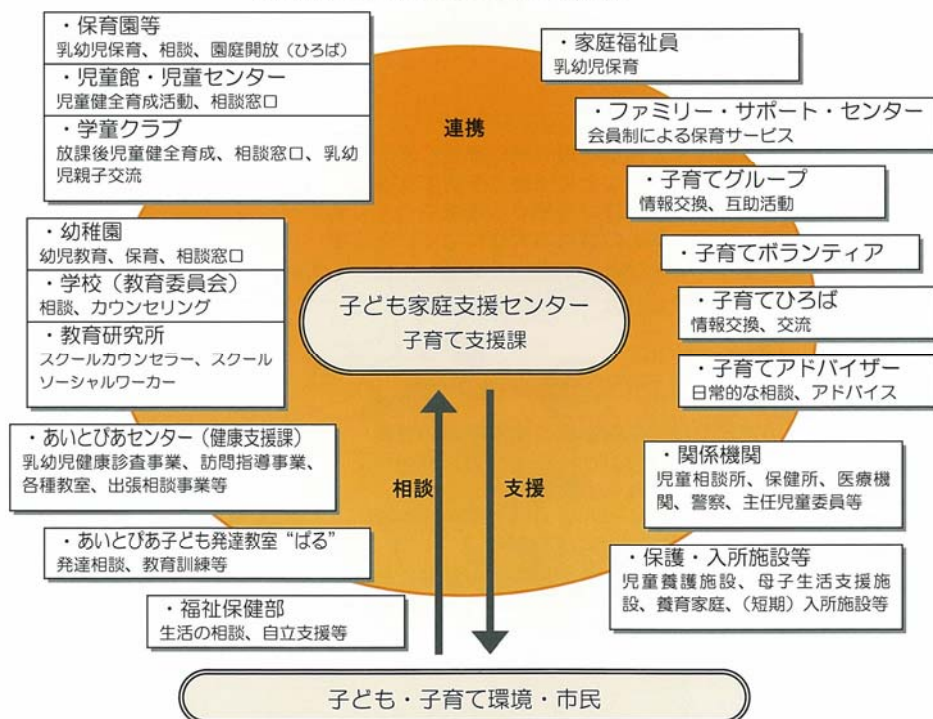
ケースに関わる関係者が一堂に会し、「子どもとその家族に関すること」について統一の認識のもとで効果的な援助を行うために、援助の方針と各機関の役割分担を確認します。

■市内の子育て支援、相談事業、療育、特別支援教育等の場を一覧にした「狛江市内の支援の必要な子どもに関わる支援ネットワークマップ」（通称：育ちの森マップ）を市民協働事業として21年度に作成。22年度も引き続き増刷し、必要な方に配布することで、育児に関する相談窓口のPRに努めました。



■急増する子どもの虐待に的確に対応するため、市域全体を網羅する関係機関からなるネットワークを構築し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応体制を強化することを目的に、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を設置しています。同会議では、地域社会からの孤立や、経済困難や家族の不和からの家庭生活の不安、保護者自身の疾患や子どもの問題、特に育てにくいとされる子ども^{*1}の育児の難しさ、また保護者と子どもの関係など、様々な要因に関わる問題を解決できるように、要支援家庭サポート事業を中心に展開しています。また、要支援家庭へのヘルパー派遣については、同会議において支援が必要と決定した家庭に派遣を実施しました（産前産後家庭：実利用者数 22 人、延べ利用人員 159 人日。要支援家庭：実利用者数 2 人、延べ利用人員 2 人日）。

◇狛江市の子育て支援システムの概念図



^{*1} 育てにくいとされる子ども

落ち着きがない、乱暴で加減ができない、こだわりが強い、順番を待てない、姿勢が悪い、抱っこを嫌う、手をつなげない、人の話を聞けないなど、発達がちょっと気になる子ども

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況								
子育てや子どもが育つ上でのサポート体制が充実していると思う市民の割合	未達成	<table><caption>進捗状況の推移</caption><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>19.1%</td></tr><tr><td>H22</td><td>19.2%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>30%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	19.1%	H22	19.2%	目標(H26)	30%
時期	割合 (%)									
計画当初	19.1%									
H22	19.2%									
目標(H26)	30%									
指標の考え方										
子育てや子どもが育つ上でのサポート体制が充実しているか、市民アンケートにより測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合を 30%に引き上げることがめざします。										

3. 子育てしやすいまちづくり

めざす姿

「地域で子育てしやすいまちになっています。」

【施策の方向性】

このまちで子育てをしたいと思われるように充実した環境を整え、子育て世帯の負担が軽減されるよう支援します。また、天候に左右されずに子どもが遊べ、親同士も交流できるスペースの確保に努めるとともに、父親が積極的に子育てに参加できるような学習・交流の機会や子どもたちが地域社会と交流できる機会を提供します。

【施策展開の方針とその考え方】

子育て分野において、必要な家庭に対し必要な時点で適切な質と量の支援を行えるような事業構成による施策を展開します。

■乳幼児の健やかな発達と母子の健康を確実に確保するために各種検診事業を展開するとともに、産前産後の安定した生活支援のために家事や育児の援助に努めます。

■産前産後の安定した生活支援や家庭における育児疲れの解消、急病や勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、必要な方に適切に提供できるよう、事業の周知を図り、利用家庭の拡大に努めます。

■親が不安なく子育てができるように、子どもの発達段階に応じたしつけや家庭教育の方法、心構えなどの学習機会や場の提供に努め、地域を中心として多様な活動を推進し、きめ細かな支援で子育て力の向上を図ります。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
子ども家庭在宅サービス事業 （子育て支援課）	長期的ではなく、一時的に児童の養育が困難な家庭を支援し、児童及びその家庭の福祉向上を図ります。	- 一時保育 - 子どもショートステイ - 育児支援ヘルパー 決算額 408 万 4 千円	利用者負担 54万円 13% 【国補助】 126万円 31% 【都補助】 229万円 56%
母子保健事業 （健康支援課）	妊産婦、乳幼児を対象に、訪問指導、健診、相談を行います。	- 妊婦健康診査 - 乳幼児健康診査 3歳児健康診査 - 母親学級 - 発達経過観察健診 - ことばの相談 - 心理経過観察相談（所内相談） 決算額 7,162 万 7 千円	【都補助】 1632万円 23% 【国補助】 123万円 2% 【一般財源】 5408万円 75% 【その他】 1万円 0%
みんなで子育て事業 （子育て支援課）	地域の子育て支援の輪を広げ、安心して子育てができるようにすることを目的として、世代を越えた交流の場や子育てに関して学ぶことができる機会を提供します。	- ノーバディーズパーフェクトプログラム - 保育ボランティア講座 - 健診時出張相談「出張ひろば」 決算額 101 万 1 千円	【都補助】 21万円 20% 【一般財源】 81万円 80%

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H22）	コスト内訳
子ども手当 （子育て支援課）	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるために子育て世帯に手当を支給します。	延支払児童数 ・ 3歳未満 延 16,511 人 ・ 3歳以上小学校修了前 延 51,219 人 ・ 中学生 延 16,157 人 決算額 11 億 546 万円	【国補助】 86959万円 78% 【都補助】 11791万円 11% 【一般財源】 11795万円 11%
義務教育就学児医療費助成 （子育て支援課）	義務教育就学児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。	受給者 ・ 小学生 2,067 人 ・ 中学生 805 人 （22 年度末時点） 決算額 6,836 万 9 千円	【都補助】 6805万円 100% 【その他】 32万円 0%
乳幼児医療費助成 （子育て支援課）	乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。	受給者 ・ 0歳～6歳児 3,853 人 （22 年度末時点） 決算額 1 億 5,287 万 1 千円	【都補助】 8912万円 58% 【一般財源】 6366万円 42% 【その他】 9万円 0%
私立幼稚園等園児保護者負担軽減 （子育て支援課）	幼児教育の一層の普及充実を図るために、私立幼稚園に通園されている園児の保護者の方に、入園支度金と保育料の一部を補助します。 ・ 入園支度金 一律 2 万円 ・ 保育料（所得制限有） 月額 5,500 円～9,300 円※ ※兄弟の有無・世帯所得等による	支給者・延月数 ・ 入園支度金（人） 新入園児 357 人 ・ 保育料（延月数） 3歳～5歳児 7,282 人月 決算額 6,087 万 1 千円	【都補助】 3219万円 53% 【一般財源】 2868万円 47%
幼稚園就園奨励費 （子育て支援課）	幼児教育の一層の普及充実を図るために、私立幼稚園に通園されている園児の保護者の方に、保育料の一部を補助します。 ・ 保育料（所得制限有） 年額 57,100 円～303,000 円※ ※兄弟の有無・世帯所得等による	支給者 ・ I 階級～IV階級 552 人 決算額 5,704 万 9 千円	【一般財源】 4086万円 72% 【都補助】 334万円 6% 【国補助】 1285万円 22%
私立幼稚園協会等補助 （子育て支援課）	私立幼稚園の教員等の資質を向上させるために、教員等の研修及び福利厚生に係る費用の一部を補助します。	・ 市内 4 園及び市外 2 園 決算額 1,723 万円	【一般財源】 1723万円 100%

【施策の成果】

地域で子どもが見守られ育っていると思う市民の割合という指標は一定の評価を得られましたが、子育てサポートの充実度と同様に、市民の実感数値を向上させるためには、一つひとつ着実な事業の成果により子育て世帯の満足度を高めるとともに、地域全体で子育てを見守るという意識をより一層醸成しなければなりません。

■育児負担の軽減のために支援する、育児支援ヘルパー（17人→22人）及び一時保育（28人→44人）のそれぞれの利用人数は増加しましたが、引き続き、利用者の観点に立って、適切かつ効率的・効果的な子ども家庭在宅サービスを推進する必要があります。

■妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児の死亡率低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、胎児の発育遅延等の母・児の障がいを予防するため、妊婦の健康診査を実施。妊婦健診受診票により14回までの健診費用の助成を行いました。また、助産院や都外医療機関で妊婦健診を受け、妊婦健診受診票を使用できなかった妊婦に対して、受診費の助成を行いました。

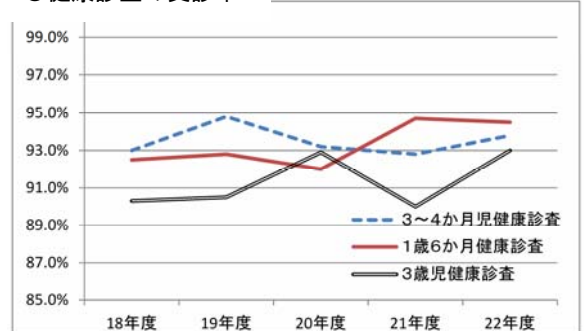
■3～4か月・1歳6か月・3歳健康診査及び乳児個別健康診査を実施し、乳幼児の健康の保持・増進と親の育児不安の解消に努めるとともに、乳幼児の疾病や障がいを早期に発見し、適切な指導を行いました。また、1歳6か月健診でむし歯予防についての知識を広めるとともに予防処置を行いました。22年度の受診者は、3～4か月児健康診査が595人（受診率93.8%）、1歳6か月児健康診査及び同歯科健康診査が531人（受診率94.5%）、3歳児健康診査が541人（受診率93.1%）でした。

■父親の子育てに対する興味や関心を高め、正しい理解や実践を促していくため、22年度から、妊娠届提出時に「パパの子育てハンドブック」の配布を開始しました。

■複数の親が集まって自分たちの生活や子ども、親としての役割について、安心して考えられる場を提供し、保護者の子育て力を向上させるため、新たに「ノーバディーズパーフェクト」という自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座を展開しました（3回開催、延べ参加者数30人。その他、ベビーサイン講座など延べ5回、延べ参加者93人）。核家族化を背景に、育児の知恵を学ぶ機会を欲している声が多いことから、今後もこのような親向けの多彩な講座を積極的に展開します。

■児童センターや児童館においてボランティアの受入れを実施していますが、地域で子育てを支援するボランティアを養成・確保するため、新たに保育ボランティア講座を開催しました。

●健康診査の受診率



●子育て講座の風景



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況
地域で子どもが見守られて育っていると思う市民の割合	未達成	
指標の考え方 地域で子育てしやすいまちづくりができているか、子どもが見守られて育っていると思う市民の割合で測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた人の割合が62%になることをめざします。		

◆施策中項目の評価

進捗状況 E	26 年度までの目標を達成している項目はない。 この施策中項目に設定されている 4 つの指標が、いずれも 26 年度までの目標にはまだ達していません。
----------------------	---

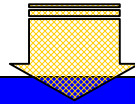
■今後の課題

- ・少子化の進展に伴い、子育て家庭を社会全体で支援する体制をさらに充実していく必要があります。
- ①保育環境の充実では、公共施設再編方針並びに保育計画に基づき計画的な耐震改修を進めているところですが、3 月 11 日の東日本大震災時の教訓をもとに更なる安全確保に努める必要があります。また国で検討されている「子ども・子育て新システム」の導入を見据えて、特色ある保育園整備を検討する必要があります。病児保育室については、新たな形態の検討も踏まえ 2 か所目の整備に努めるとともに、狛江すこやか病児保育室の安定的な運営を維持することが今後の課題です。
- ②子育て・子育てサポートの充実では、子ども家庭支援センターの狛江駅前移転に併せて、必要な機能の整理をする必要があります。児童虐待に対しては、現在、市と子ども家庭支援センターそれぞれで管理しているケース台帳を統合することにより、情報共有を図り、的確な初動体制を確保する必要があります。
- ③子育てしやすいまちづくりでは、適切な案内等による各種検診事業の受診率向上を図る必要があります。家庭での親の子育て力の低下による子育ての悩みの解消や虐待を減少させることが今後の課題です。



◆外部評価委員会の提言

総評	「子育て・子育て支援体制の充実」については、まず市長方針である「子育て一番のまち」をめざしていることを評価したい。さらに、次世代育成支援行動計画や保育計画等で、例えば待機児童をゼロにするための工程表を作成するなど、綿密かつ具体的な行動計画も策定されている。また、現状の市の取組みにおいても、特に元市立保育園長の職員による認証保育所の巡回相談は、市の保育施策として認可保育所以外における保育に関しても配慮がなされているものとして高く評価できる。 これからは、これらの取組みや行動計画を着実に推進するとともに、市民に対して具体的で分かりやすい成果をまとめられることを期待したい。また、今後の保育園のあり方については、コスト（効率化）と成果の両面から政策を検討する必要がある。
施策に関する提言	①現在では、週 5 日・フルタイムで働く以外にも様々な働き方がある。そのような人も安心して預けられるように、通常保育・一時保育以外にも様々なニーズに対応できる保育サービスを提供するべき。 ②民間と比較して、正規職員のコストは高くなりがちである。市立保育園の職員体制について、コスト面でも検証を行うべき。 ③保育事業に民間の参入を促す場合には、保育の質の低下をもたらすことのないよう市が監督権限を行使し、保育事業全体における責任を持つべき。 ④支援を必要とする家庭が自ら市に申し出てくるようなことは少ない。市が自ら働きかけて乳幼児や親との接点を増やすことが大変重要である。その意味でも、例えば乳幼児検診の受診率のさらなる向上により一層取り組むべき。



◆外部評価委員会の提言に対する市の方針

提
言
へ
の
対
応
方
針

- ①確かに短時間就労等への多様な保育サービス提供の必要性は認識していますが、まず通常就労への対応として、現時点でも発生している待機児童対策を優先しなければならないと考えています。平成 28 年度の子ども家庭支援センター移転に伴い機能強化を図る検討の中で実現可能性を模索します。
- ②施策レポートで 22 年度決算における公私立の保育所運営費比較を掲出しました。こうした客観的な数値並びに比較に注視して、今後とも効率的な保育園運営に努めていきます。
- ③今回の提言で評価いただいた現行の認証保育所の巡回相談の継続をはじめ、今後も市内の保育サービスに対する行政のイニシアティブを発揮していきます。
- ④全戸訪問や検診の未受診者対策により受診率の向上を図るとともに、当該検診において子育ての問題把握と支援に努めます。

5-2-2 高齢者福祉の充実

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

平成 21 年 4 月 1 日時点で、市内には 65 歳以上の高齢者が 16,348 人住んでおり、市民の 21.2%が高齢者といういわゆる「超高齢社会」となっています。また、今後も高齢者は増加し、平成 31 年には 24.9%になると推計されています。

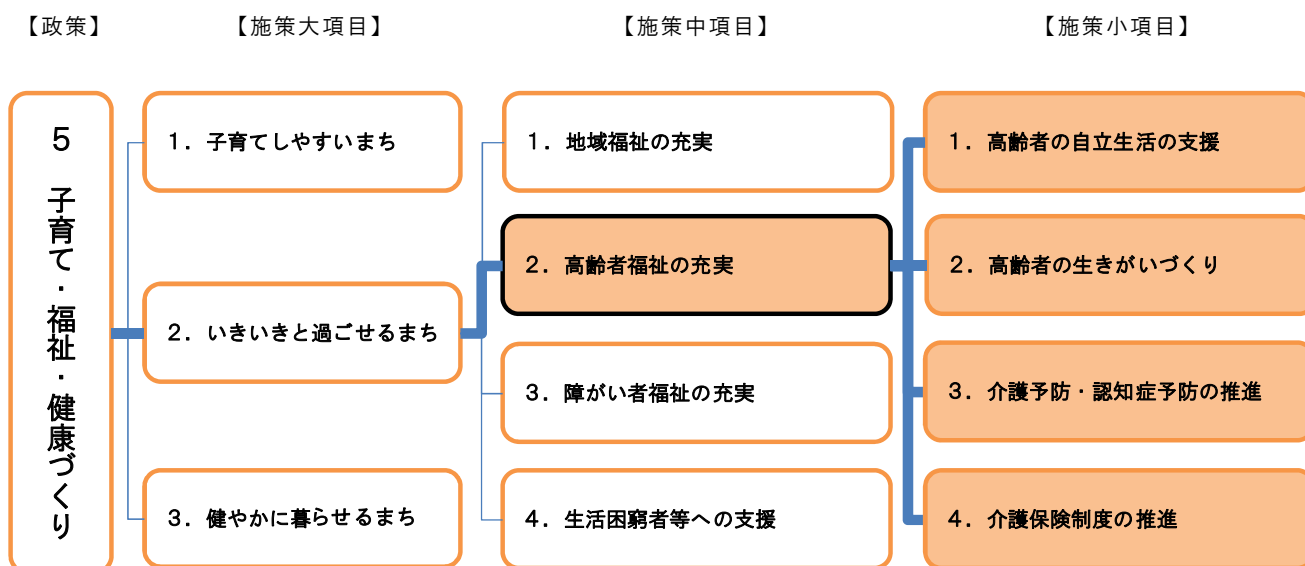
市では、こうした高齢化の進展を踏まえながら、身体状況に応じた福祉サービスや介護予防に向けた支援、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境整備などを行ってきました。また、地域包括ケアの拠点となる地域包括支援センターも平成 20 年度までに市内 3 か所に開設し、高齢者虐待防止マニュアルの作成や見守りネットワークの構築、独居高齢者見守りシステムなど新たな取り組みも積極的に行ってきました。しかしながら、高齢者の増加に伴い、認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者も増加し、高齢者に対する虐待も増えてきています。

今後もさらなる高齢化が進むと予測されることから、高齢者が元気に自立して生活するための環境を整える必要があります。そのためには、生活支援サービスの充実や高齢者の生きがいづくり、介護予防や認知症予防の推進などが求められ、介護が必要な高齢者には、地域で安心して暮らしていくための個々の状況に応じた適切なサービスを提供していくことが求められます。また、特別養護老人ホームの待機者も増加しており、新たな施設の誘致も検討していかなくてはなりません。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・平成 23 年 10 月 1 日現在、市内の 65 歳以上の高齢者は 16,910 人、高齢化率 22.3%となっています。

■施策体系



【施策の構成】

この施策では、主に 60 歳以上の高齢者を対象とした福祉施策を取り扱っています。ここでは、主に市が独自に政策的に推進するものと、介護保険制度の保険者として法律等の定めに従って推進するものの 2 つに区分することができます。

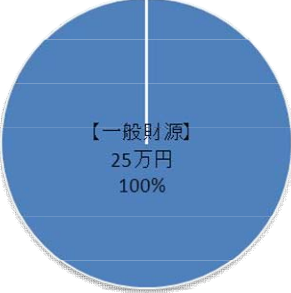
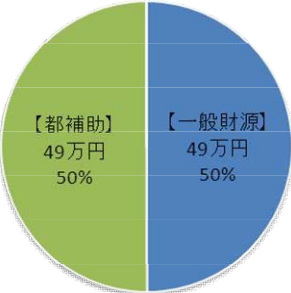
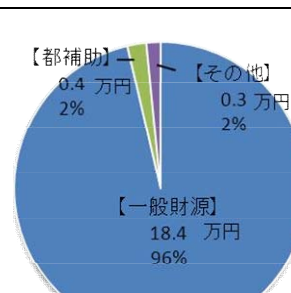
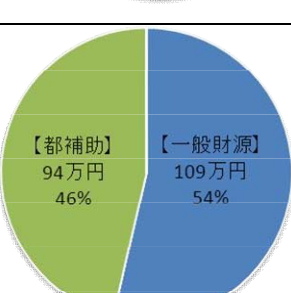
このうち「1. 高齢者の自立生活の支援」では、市が独自に推進するもののうち、高齢者の自立した生活を援助するための各種サービスを展開し、「2. 高齢者の生きがいづくり」では、高齢者がいきいきと暮らすための生きがいづくりに関する事業を展開しています。

また、「3. 介護予防・認知症予防の推進」では、介護保険制度内における介護予防・認知症予防のための事業を展開し、「4. 介護保険制度の推進」では、要介護・要支援の状態になった方を対象に介護保険制度内における介護保険サービスを行っています。

1. 高齢者の自立生活の支援		めざす姿 「高齢者が安心して暮らしています。」													
【施策の方向性】 一人暮らしの高齢者や高齢者の世帯が自立して暮らしていくことができるよう、関係機関と連携し、ニーズを踏まえた生活支援サービスを提供します。また、高齢者が地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことのできるよう高齢者の住まいの確保や見守り体制の構築など環境の整備に努めます。															
【施策展開の方針とその考え方】 ■今後も高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者の世帯の割合も上昇していきます。すべての高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続するため、また支援が必要になっても安心して暮らしていけるために、高齢者を支える仕組みづくりが必要です。そのための基盤づくり、仕組みづくりの施策を展開していきます。 ■安心して暮らしていくためには、不安を解消することも必要であり、「緊急通報システム」や「あんしん見守りサービス」もその事業であると考えます。															
【施策に関連する取組みの概要】 ○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）															
事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳												
シルバーピアいずみ・いわど・のがわ (介護支援課)	住宅に困窮している高齢者に対して、高齢者に配慮した住宅を市が借上げ、提供しています。 自己負担月 14,100 円～42,300 円※ ※所得に応じて	市内 3 棟・計 45 戸 入居戸数 45 戸 入居者数 47 人 決算額 5,858 万 5 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>4,723</td><td>81%</td></tr><tr><td>【都補助】</td><td>180</td><td>16%</td></tr><tr><td>利用者負担</td><td>956</td><td>3%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【一般財源】	4,723	81%	【都補助】	180	16%	利用者負担	956	3%
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【一般財源】	4,723	81%													
【都補助】	180	16%													
利用者負担	956	3%													
高齢者自立支援日常生活用具給付 (介護支援課)	65 歳以上のねたきり高齢者や虚弱高齢者を対象に、入浴補助用具や歩行支援用具、シルバーカー等の日常生活用具を給付しています。申請の受領後、状況を調査し、決定します。 住み慣れた自宅での在宅生活を支援する事業です。 自己負担用具価格の 1 割 + 各基準額の超過分	給付件数 69 件 内訳 シルバーカー 44 件 歩行支援用具 24 件 空気清浄器 1 件 決算額 88 万 8 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>44</td><td>50%</td></tr><tr><td>【都補助】</td><td>44</td><td>50%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【一般財源】	44	50%	【都補助】	44	50%			
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【一般財源】	44	50%													
【都補助】	44	50%													
家族介護用品支給 (介護支援課)	心身の障がいのため長期にわたり寝たきりの状態の高齢者に対して、おむつや介護用品を支給しています。介護者の経済的負担を軽減し、在宅生活を支援する事業です。	登録者数 おむつのみ 87 名 おむつ・介護用品 148 名 決算額 1,536 万 8 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>1,537</td><td>100%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【一般財源】	1,537	100%						
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【一般財源】	1,537	100%													

事業	概要	活動状況 (H22)	コスト内訳
高齢者配食サービス (介護支援課)	自ら食事を作ることが困難な一人暮らしの在宅高齢者を対象に、安否確認も兼ねて、月曜日から土曜日の夕食を配達しています。 在宅生活を支援する事業です。 自己負担 1食 500円※ ※食材費。減免あり	登録者数 142 人 内訳 要介護状態 98 人 要支援状態 44 人 利用実績年間平均 116 人 決算額 1,682 万 9 千円	【一般財源】 393万円 23% 利用者負担 905万円 54% 【都補助】 385万円 23%
在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療 (健康支援課)	在宅で寝たきりの状態で、通院による歯科診療を受けることが困難な高齢者に対し、歯科医が訪問診療を行います。 自己負担 診療費(保険適用)	申込者 5 人 治療者 5 人 決算額 105 万 2 千円	【一般財源】 105万円 100%
高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス (介護支援課)	居住環境や身体状況、認知症のため寝具の衛生管理ができない高齢者に対し、寝具の乾燥消毒等を行います。対象の高齢者には、市が委託した業者が乾燥車で訪問し、寝具の消毒等の処理後、自宅に届けます。 敷布団、掛布団、毛布各々 1 枚程の乾燥消毒を年 11 回、丸洗いを年 1 回行っています。	利用者 4 人 決算額 10 万 2 千円	【一般財源】 10万円 100%
入浴券交付 (介護支援課)	自宅に入浴施設がなく、常時公衆浴場を利用する高齢者に対し、月 4 枚を限度に入浴券を交付します。	交付人数 105 人 決算額 212 万 2 千円	【一般財源】 212万円 100%
理容・美容サービス (介護支援課)	在宅で寝たきり等の高齢者に対し、理容・美容サービス券を年 6 枚交付しています。サービス券の交付を受けた高齢者は、来店又は訪問により、散髪又はカットを受けることができます。 在宅生活を支援する事業です。	理容 訪問 72 人 来店 9 人 美容 訪問 47 人 来店 9 人 決算額 50 万 3 千円	【一般財源】 50万円 100%

事業	概要	活動状況 (H22)	コスト内訳												
自立支援住宅改修費給付事業 (介護支援課)	65 歳以上で常時注意を要する高齢者を対象に、居住する住宅をバリアフリー化するための改修費を給付しています。申請の受領後、状況を調査し、決定します。 ○予防改修…手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への交換等 ○設備改修…浴槽や洗面台等の取替え等 住み慣れた自宅での在宅生活を支援する事業です。 <u>自己負担</u> 給付額の 1 割	給付件数 26 件 内訳 浴槽の取替え 22 件 便器の取替え 4 件 <u>決算額</u> 762 万 4 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【都補助】</td><td>381</td><td>50%</td></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>381</td><td>50%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【都補助】	381	50%	【一般財源】	381	50%			
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【都補助】	381	50%													
【一般財源】	381	50%													
重度身体障がい者 (児) 住宅設備改善費給付 (介護支援課)	在宅の重度身体障がい者 (児) を対象に自宅の玄関等の住宅設備の改善に要する費用を給付します。申請の受領後、状況を調査し、決定します。 ○小規模改修…手すりの取付けや段差の改修、引き戸等への扉の取替え等に必要の用具の購入費と改修工事費 ○中規模改修…玄関等の住宅設備の改修を伴うもの ○屋内移動設備…機器本体・設置費用 <u>自己負担</u> 給付額の 1 割	小規模改修 5 件 中規模改修 2 件 屋内移動設備 3 件 <u>決算額</u> 581 万 2 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【都補助】</td><td>284</td><td>49%</td></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>256</td><td>44%</td></tr><tr><td>【国補助】</td><td>41</td><td>7%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【都補助】	284	49%	【一般財源】	256	44%	【国補助】	41	7%
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【都補助】	284	49%													
【一般財源】	256	44%													
【国補助】	41	7%													
老人福祉センター運営 (介護支援課)	あいとぴあセンター内に設置されている老人福祉センター (浴室、和室、休憩コーナー) で行う事業を運営します。健康増進やレクリエーションの場として利用されています。	延べ利用者 23, 253 人 <u>決算額</u> 270 万 7 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>271</td><td>100%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【一般財源】	271	100%						
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【一般財源】	271	100%													
老人保護措置 (介護支援課)	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由等により居宅で生活することが困難な高齢者等を養護老人ホーム等に措置しています。措置した高齢者は、食事の提供やその他日常生活上必要なサービスを受けることができます。 市に申し込んだ後、判定会議により入所が決定されます。 <u>自己負担</u> …所得に応じて発生しますが、生活保護受給者の場合は市が負担します。	養護老人ホーム 5 人 <u>決算額</u> 918 万円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>887</td><td>97%</td></tr><tr><td>自己負担</td><td>31</td><td>3%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【一般財源】	887	97%	自己負担	31	3%			
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【一般財源】	887	97%													
自己負担	31	3%													
徘徊高齢者探索サービス (介護支援課)	認知症により日常的に徘徊する高齢者に端末機を携帯してもらい、介護者の照会に対して 24 時間体制で位置情報を知らせます。徘徊高齢者の早期発見・保護に繋がり、介護者の負担も軽減されます。申請の受領後、利用の可否について審査・決定し、利用が決定した方は、委託業者と利用契約を結びます。 <u>自己負担</u> …契約の申込金+機器使用料等の実費	利用者 6 人 <u>決算額</u> 11 万 3 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額 (万円)</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>【一般財源】</td><td>11</td><td>100%</td></tr></table>	項目	金額 (万円)	割合 (%)	【一般財源】	11	100%						
項目	金額 (万円)	割合 (%)													
【一般財源】	11	100%													

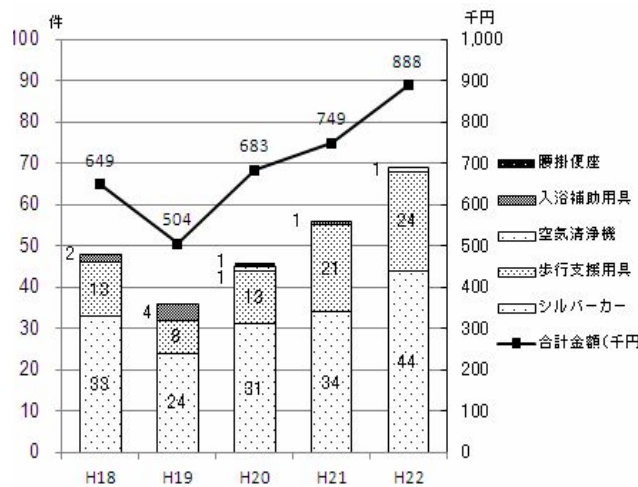
事業	概要	活動状況 (H22)	コスト内訳
おトイレ安心ネットワーク事業 (介護支援課)	高齢者等の外出時におけるトイレに対する不安を解消するため、市内の公共施設や店舗等でトイレが利用可能な施設を掲載した「おトイレマップ」を作成し、市内公共施設に設置しました。 地域で暮らしやすい環境づくりを支援する事業です。	おトイレマップ 5,000 部作成 決算額 25 万円	 【一般財源】 25万円 100%
虐待防止ネットワーク事業 (介護支援課)	高齢者虐待防止を目的とした見守りのネットワークを構築するため、自治会・町内会等の地域組織や老人クラブ、ボランティアグループ、介護サービス事業者などの協力団体のほか、公募による個人の見守りサポーターが登録されています。保健・医療・福祉等の関係者で構成されるネットワーク会議も開催しています。 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、身近な地域で支える体制をつくっています。	見守りサポーター 登録者 27 人 ネットワーク会議 開催数 1 回 決算額 97 万 2 千円	 【都補助】 49万円 50% 【一般財源】 49万円 50%
火災安全システム (介護支援課)	寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対して、住宅用防災機器 [*] の給付と、火災警報器と接続して東京消防庁に自動通報できる専用通報器の貸与を行っています。 火災等の緊急事態に備え、在宅生活の安全を確保する事業です。 [*] 火災警報器や自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器 自己負担 …機器設置費用等の1割+各基準額の超過分	給付実績 電磁調理器 7 台 自動消火装置 1 台 決算額 19 万 1 千円	 【都補助】 0.4 万円 2% 【一般財源】 18.4 万円 96% 【その他】 0.3 万円 2%
緊急通報システム (介護支援課)	一人暮らしや高齢者世帯に対し、緊急時に東京消防庁に通報することにより援助を行う緊急通報システムと、身体の不調等緊急の状態に陥った場合、登録された近所や知人に通報し、緊急事態を知らせることができるあんしんSの機器を貸与しています。 高齢者の在宅生活を支援する事業です。	緊急通報システム 利用者 20 人 あんしんS 利用者 317 人 決算額 202 万 9 千円	 【都補助】 94万円 46% 【一般財源】 109万円 54%
あんしん見守りサービス (介護支援課)	一人暮らしの高齢者宅に、人の動きを感じ取るセンサーを取り付けます。一定時間室内での動きを感じできなかった場合に、受信センターに発報し、発報を受けた事業者は救急車の手配、現場派遣員の訪問、家族への連絡等を行います。 高齢者の在宅生活を支援する事業です。 自己負担 …月額 304 円 + 電気料金等の実費	申請件数 24 件 利用者数 3 件 決算額 7 千円	 【都補助】 0.4万円 57% 【一般財源】 0.3万円 43%

事業	概要	活動状況 (H22)	コスト内訳
老人福祉電話 (介護支援課)	近所に親族がいない一人暮らし高齢者や高齢者世帯で、電話がなく定期的に安否確認が必要な方を対象に、電話機の貸与と電話料金の一部を助成しています。 自己負担 電話料金で600円を超える分	利用者 1名 決算額 5万8千円	【都補助】 0.2万円 3% 【一般財源】 5.6万円 97%

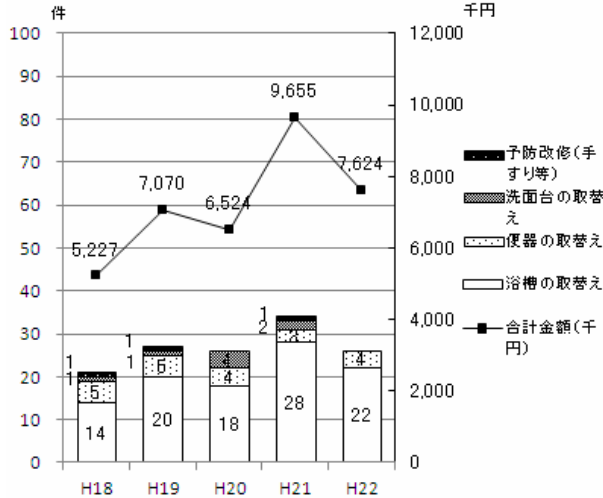
【施策の成果】

- シルバーピアの運営により、住宅に困窮している高齢者に対して、高齢者の生活に配慮した住宅を提供することができ、生活の基盤を確保することができました。
- 高齢者自立支援日常生活用具の給付により、歩行支援用具である杖やシルバーカーにより、外出の際や、日常生活において安心安全に行動することができ、身体の負担の軽減や状態の重度化を防ぐこともできました。
- 高齢者自立支援住宅改修費給付事業により、便器の洋式化、浴槽の取替え等の改修費を給付し、住み慣れた自宅で安心、安全で暮らしやすい住環境を確保することができるための支援を行いました。

高齢者自立支援日常生活用具給付



高齢者自立支援住宅改修費給付事業

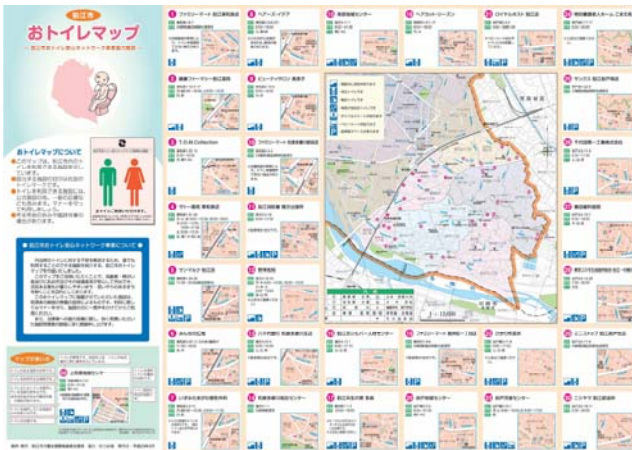


高齢者の外出支援「おトイレ安心ネットワーク事業」

高齢者や障がい者、乳幼児とその保護者の外出支援の一環として、市民団体との協働で「狛江市おトイレマップ」を作成しました。

このおトイレマップは、市内のトイレを利用できる施設を地図上に表示するとともに、施設の利用可能時間や定休日をはじめ、トイレの種類・チャイルドシート等の有無・車椅子対応など仕様も記載しています。また、掲載されている公共施設や店舗にはトイレマークが掲示されていますので、協力施設は一目で分かるようになっています。

外出時にこのマップを持つことで、高齢者や乳幼児の保護者の不安感を解消することができます。



高齢者配食サービス

高齢者配食サービスは、自ら食事を作ることが困難な一人暮らしの在宅高齢者に食事を提供すると同時に、安否確認も兼ねて実施している事業です。利用者の自己負担は、食材費相当分として1食あたり500円としていますが、調理に係るコスト等を加えた1食あたりの単価は約800円となります。この差額となる1食あたり約300円については、狛江市や東京都が負担していることになります。

平成22年度は、高齢者配食サービスの対象者を要支援状態の方まで拡大し、年間平均116人の食事の配達と安否確認を行うことができました。

総コスト 約800円	
食材費 500円	調理コスト等 300円

自己負担

市・都の負担



高齢者の見守り

平成17年の国勢調査によると、全国約4,900万世帯のうち、65歳以上の一人暮らし高齢者の世帯は約380万世帯、高齢者夫婦の世帯は約450万世帯となっています。これは5年前の国勢調査と比較すると、一人暮らし高齢者世帯は27.5%増、高齢者夫婦世帯は22.6%増となっており、高齢化に伴って高齢者世帯の数が急速に増えていることがうかがえます。

狛江市においても、平成23年7月時点で、市内の75歳以上の一人暮らし高齢者と高齢者夫婦の世帯に属する高齢者は合わせて5,186人となっており、市内の75歳以上の高齢者の約3人に1人という状況です。

この項目のめざす姿である『高齢者が安心して暮らしていける』環境を整えていくために、高齢者の見守りについては、市としても特に力を入れて取り組んでいます。緊急通報システムやあんしん見守りサービスなど、機器を利用して直接的に高齢者をサポート^①しながら、虐待防止ネットワーク事業のように、市民ボランティアも含め地域で高齢者を見守っていく^②という2つの考え方から施策を推進しています。

平成22年度は、緊急通報システムについては、緊急時に登録した知人等に通報するあんしんSが317人、東京消防庁に通報する緊急通報システムが20人の高齢者にそれぞれ利用されています。

また、あんしん見守りサービスは、平成22年10月よりサービスを開始した事業です。この事業の開始にあたっては、平成20年度から21年度にかけて、電力中央研究所との共同研究により実証試験を行いました。この結果を踏まえ、事業の本格実施においては、民間企業に委託し、平成22年10月の開始以降3件の高齢者宅に設置、見守りを行いました。

○あんしん見守りシステム



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達 度	進捗状況
安心して普段の生活を送っている高齢者の割合	達 成	
指標の考え方 高齢者が安心して普段の生活することができているか、市民アンケートにより測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかというと思う」と答えた高齢者の割合として、80%の水準を維持することをめざします。		

※市民アンケート

施策成果指標の進捗状況を把握するために、毎年春頃に実施しているもので、市内在住で18歳以上の無作為抽出した市民2,500人を対象に行っているアンケートです。平成22年度は991通の回答があり、回答率は39.6%でした。

なお、この設問は60歳以上の方の回答を集計したものです。

2. 高齢者の生きがいづくり

めざす姿

「高齢者が社会に参加し、生きがいを持って暮らしています。」

【施策の方向性】

高齢者がいつまでも生きがいを持って元気に暮らすことができるよう、高齢者の経験や技術を社会の中で活かすことのできる仕事や役割づくりを進めるとともに、気軽に高齢者が集える交流の場を提供します。

【施策展開の方針とその考え方】

- いつまでもいきいきと元気に暮らしのために、社会活動への参加促進、生きがいづくりの推進のための就労機会の充実、地域との交流活動等のための施策を展開していきます。
- シルバー人材センターの運営を安定化させるため、運営費や事業費の一部助成を継続するとともに、自立した運営に向け、登録会員や受注業務拡大のための広報活動を支援します。また、老人クラブの自主的な活動を支援するために活動費助成や市の実施する事業への参加・協力等により関係機関と老人クラブの連携強化を図ります。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
シルバー人材センター 運営費助成 （介護支援課）	健康で働く意欲のある高齢者（おおむね 60 歳以上）の臨時的・短期的な就業、その他簡易な業務に係る就業を支援し、生きがいの充実や社会参加を促進することを目的として運営している狛江市シルバー人材センターに運営費及び事業費の一部を助成し、運営の安定化を図ります。	運営費の助成 ・会員数 646 人 決算額 3,639 万 1 千円	【都補助】 1054万円 29% 【一般財源】 2585万円 71%
敬老金 （介護支援課）	9 月 1 日現在市内に居住している満 77 歳・満 88 歳・満 99 歳以上の高齢者に敬老金を支給し、敬老の意を表します。	支給者数（一人当たり支給額） 77 歳 762 人（7,000 円） 88 歳 193 人（10,000 円） 99 歳～ 35 人（20,000 円）	【一般財源】 805万円 100%
敬老金支給事務費 （介護支援課）	敬老金を届ける地区担当の民生委員の経費と謝礼です。	決算額 805 万円	
高齢者福祉週間行事 （介護支援課）	75 歳以上の高齢者を対象に、感謝と敬意を表し、長寿をお祝いする高齢者福祉大会をエコルマホールで開催しました。式典と演芸などを中心とした内容です。対象者には招待状をお送りしています。	実施日 9 月 5 日（日） 参加者 927 名 決算額 152 万 6 千円	【都補助】 76万円 50% 【一般財源】 76万円 50%
老人福祉団体助成 （介護支援課）	健康の増進・レクリエーション等の活動・地域との交流活動をはじめ、さまざまな活動を展開している老人クラブと老人クラブ連合会に対して、活動費の助成をし、その活動を支援します。	活動費の助成 ・連合会 1 団体 ・単位クラブ 17 団体 決算額 526 万 9 千円	【都補助】 363万円 69% 【一般財源】 164万円 31%

【施策の成果】

■シルバー人材センターに対し、運営費（主に人件費）助成を継続して行うことにより、運営の安定化を図ることができました。22年度においては、初めての取組みとして「地域と触れ合う感謝デー」を開催し、会員による各種催しに1,000名近くの来場者を迎えました。中でもバザーの売り上げを狛江市社会福祉協議会に寄付し、地域への貢献もできました。地域で高齢者の豊かな経験や能力を生かした活動拠点としての目的が達成できたと考えます。

シルバー人材センター

- ・会員数
- ・受注件数
- ・就業延人員 の推移

		H18	H19	H20	H21	H22
会員数	人数	580	592	605	623	646
	指数	100	102.1	104.3	107.4	111.4
受注件数	件数	2,925	2,875	2,761	2,663	2,702
	指数	100	98.3	94.4	91.0	92.4
就業延人員	人数	50,532	50,329	49,577	49,761	49,610
	指数	100	99.6	98.1	98.5	98.2

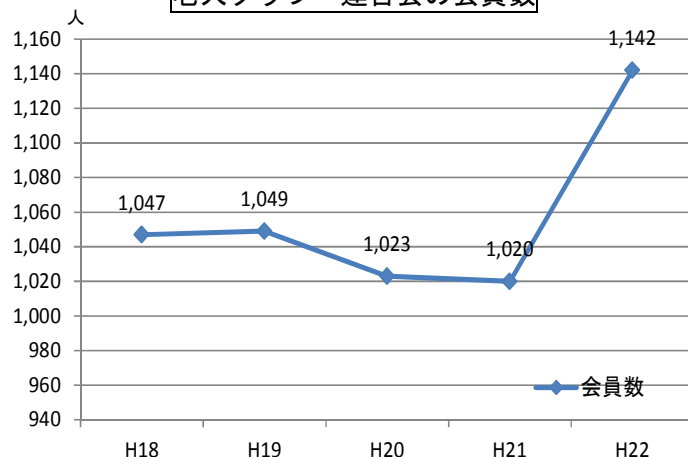
（※指数：H18を100として）

■老人クラブとその連合会の活動費の一部を助成し、高齢者の活動を支援しました。

- ・社会奉仕活動として地域の公園などの清掃や防犯・防災活動への協力
- ・生きがいを高める活動としてカラオケや旅行などの実施
- ・健康を高める活動としてダンスや運動及びそれらの活動に関する企画や調整

これらの活動を行うため、定期的に会議を開催しました。これらの活動を通して、ボランティア活動をはじめとした地域活動を実践するための支援ができました。平成22年度は、17団体・1,142人の活動を支援することができました。

老人クラブ・連合会の会員数



	H18	H19	H20	H21	H22
連合会	1	1	1	1	1
クラブ団体数	15	16	16	16	17
会員数	1,047	1,049	1,023	1,020	1,142

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況
現在生きがいをもって暮らしているか今後やってみたいことがある高齢者の割合	達成	
指標の考え方		現在生きがいをもって暮らしているか、今後やってみたいことがある、という高齢者の割合を市民アンケートにより測るものです。設問に対し「ある」と答えた高齢者の割合として、83%の水準を維持することをめざします。

※市民アンケート

施策成果指標の進捗状況を把握するために、毎年春頃に実施しているもので、市内在住で18歳以上の無作為抽出した市民2,500人を対象に行っているアンケートです。平成22年度は991通の回答があり、回答率は39.6%でした。

なお、この設問は60歳以上の方の回答を集計したものです。

3. 介護予防・認知症予防の推進

めざす姿

「高齢者が健康的に暮らしています。」

【施策の方向性】

健康寿命の延伸をめざし、地域包括支援センターを中心とした高齢者の介護予防や認知症予防を推進します。また、高齢者の介護予防の意識を高めるための情報提供に努め、身体機能・口腔機能の向上や栄養改善を促すとともに、認知症に関する知識の普及啓発を図り、高齢者の生活機能の維持に努めます。

【施策展開の方針とその考え方】

地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、すべての高齢者を対象に自立生活の基盤となる介護予防の推進のための施策を展開していきます。介護予防事業を高齢者の身近な地域で実施する拠点として地域包括支援センターの機能の充実とその支援を行います。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
地域支援事業基盤整備 （介護支援課）	楽しみながら気軽に運動できる「うんどう教室」開催のため、こまえ苑北側の岩戸川南公園に屋外型健康増進遊具（うんどう遊具）を設置しました。	市内3か所目の屋外型健康増進遊具の設置（3つの日常生活圏域全てに設置） 決算額 567 万円	【国補助】 300万円 53% 【一般財源】 267万円 47%
事業	概要	活動状況（H22）	
介護予防一般高齢者施策 （介護支援課）	全ての高齢者を対象に、認知症予防パンフレットの作成や、介護予防教室や講演会を開催し介護予防を学ぶ機会を設けています。また、うんどう教室、健口（健康）講座、会食会などを各地域で開催し、さまざまな介護予防事業を実施しています。	うんどう教室…市内2か所で通年開催 認知症予防講演会 …「目と脳イキイキ体操」3回開催 会食会…市内4か所で月1回開催 介護予防教室…市内施設で月3回開催 決算額 779 万 2 千円	
介護予防一般高齢者施策 （健康支援課）	すべての高齢者を対象に、あいとびあセンター内の健康増進室で「健康運動セミナー」を週2回・週3回のそれぞれ3か月コースで実施しています。個人にあった運動メニューに沿って、健康うんどう指導員による指導を行っています。	65 歳以上の延べ参加者数 6,128 人 決算額 850 万 4 千円（介護会計分）	
介護予防ケアマネジメント事業 （介護支援課）	特定健康診査や健康診査で実施する生活機能評価の結果から、要支援、要介護状態になるおそれのある人（特定高齢者）を把握しています。対象者が要介護状態になることを予防するため、介護予防プランを作成し、その心身の状況に応じて介護予防事業に参加できるよう支援を行います。地域包括支援センターに委託して行っています。	特定高齢者 402 人 介護予防事業参加者 115 人 決算額 2,047 万 5 千円	

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H22）
介護予防特定高齢者施策 （介護支援課）	特定健康診査や健康診査で実施する生活機能評価の結果から、要支援、要介護状態になるおそれのある人（特定高齢者）を把握しています。対象者には、筋力向上トレーニングや栄養改善、口腔機能の向上等に効果のある介護予防事業を実施しています。	参加者数 筋力向上トレーニング 73 人 栄養改善 4 人 口腔機能の向上 38 人 決算額 2,542 万 9 千円

※介護保険特別会計分は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

【施策の成果】

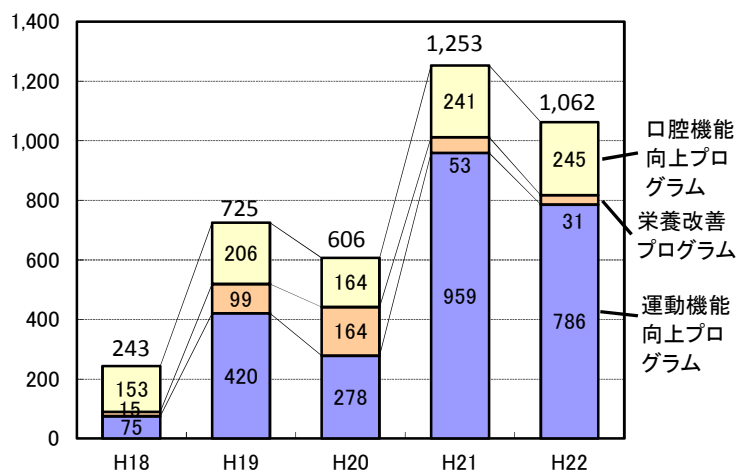
■すべての高齢者を対象とする介護予防一般高齢者施策には、介護予防パンフレットの作成や、こまえ正吉苑、こまえ苑において介護予防教室を定期的で開催し、介護予防を学ぶ機会を設けました。

■閉じこもりの防止のための外出の機会や会話の場づくりとして、会食会をあいとびあセンターや地域センターで開催し、季節感あふれる手作りの食事が参加者に好評です。

■あいとびあセンター内健康増進室において、身体機能が低下している方を対象にした運動処方に基づく個人トレーニング指導を実施し、個人にあった指導が受けられるため継続して参加する方が増えています。平成22年度は、延べ6,128人の指導を行いました。

■市内の公園に屋外型運動遊具を設置し、身近な場所で気軽に、継続的に介護予防に取り組めるよう「うんどう教室」を開催しました。あわせて地域でボランティアとして活動できる指導者の育成も行いました。

介護予防教室参加者数



屋外型運動器具



うんどう教室の様子



地域包括支援センター

地域包括支援センターは、平成18年4月の介護保険法の改正に伴って市町村に設置された機関で、高齢者ができる限り要介護状態にならないように、あるいは、たとえ要介護状態になっても、それ以上悪化させないようにする介護予防と自立支援に関する中心的な相談機関として機能しています。

現在、市内に3か所の地域包括支援センターを設置し、医療と保健、福祉の専門家である保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが協力して相談にあたり、要支援1・要支援2の高齢者及び介護状態へのリスクのある特定高齢者のケアプランの作成や相談、高齢者の権利擁護に係る問題や虐待の早期発見・防止への取り組み、地域のケアマネジャーのネットワーク形成や相談支援などを総合的に実施しています。

名称	位置
あいとびあ地域包括支援センター	狛江市元和泉 2-35-1 あいとびあセンター内
地域包括支援センターこまえ正吉苑	狛江市西野川 2-27-23
地域包括支援センターこまえ苑	狛江市岩戸南 4-17-17

日常生活圏域

高齢者の生活を支える基盤は、保健・医療・福祉関連の施設だけでなく、住まいや他の公共施設、交通網、さらには、こうした地域資源をつなぐ人的ネットワークも重要な要素となります。

平成 18 年に行われた介護保険制度の改正では、高齢者や要介護等認定者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケア」を推進するために、日常生活圏域という考え方が導入されました。

狛江市では、市内に設置されている 3 か所の地域包括支援センターを中心に、それぞれ「あいとぴあエリア」「こまえ苑エリア」「こまえ正吉苑エリア」の 3 つのエリアを日常生活圏域として設定しています。

現在、地域包括支援センターはそれぞれの圏域における身近な相談窓口としての機能を含めた総合相談支援事業や、要支援認定者への介護予防マネジメント等を一体的に実施しています。

●各圏域の概要（第 4 期介護保険事業計画より抜粋）

	地域	備考	
あいとぴあエリア	中和泉	人口	22,686 人
	西和泉	世帯数	12,049 世帯
	元和泉	65 歳以上人口	4,320 人 (18.9%)
	東和泉	要介護等認定者数	634 人 (14.7%)
こまえ苑エリア	岩戸南	人口	26,722 人
	岩戸北	世帯数	12,982 世帯
	猪方	65 歳以上人口	5,386 人 (20.2%)
	駒井町	要介護等認定者数	879 人 (16.3%)
こまえ正吉苑エリア	和泉本町	人口	27,345 人
	東野川	世帯数	12,699 世帯
	西野川	65 歳以上人口	6,251 人 (22.9%)
		要介護等認定者数	935 人 (15.0%)

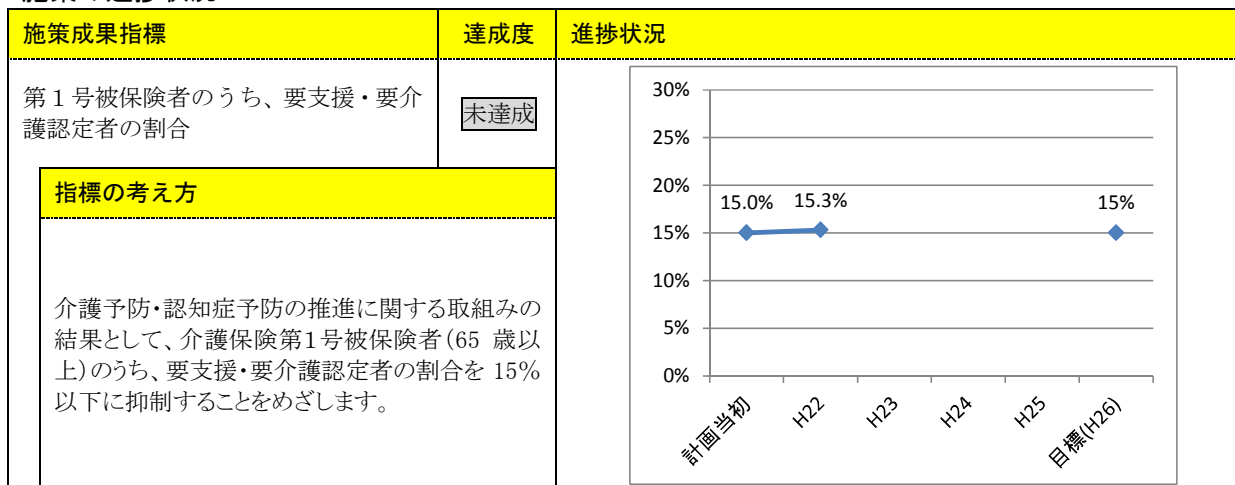
* 人口・世帯数・65 歳以上人口は平成 20 年 10 月 1 日現在、要介護等認定者数は平成 20 年 10 月末現在

* 65 歳以上人口の％は、当該圏域の人口に占める割合

* 要介護等認定者数の％は、当該圏域の 65 歳以上人口に占める割合



▽施策の進捗状況



4. 介護保険制度の推進

めざす姿

「高齢者が的確な介護認定を受け、適切な介護サービスを受けられます。」

【施策の方向性】

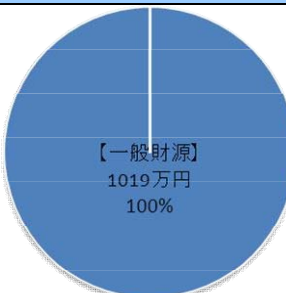
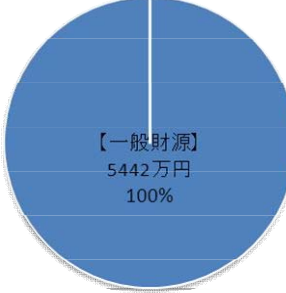
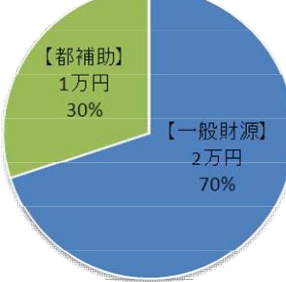
介護保険制度の推進に向けて、制度の仕組みや利用方法に関する情報提供、介護認定、介護給付を行います。また、介護サービスの質の確保に向けて、介護事業者に関する評価や情報公開を進めるとともに、地域密着型サービスや施設サービスの向上に向けて、市有地を活用した新たな施設の整備について検討します。

【施策展開の方針とその考え方】

- 介護保険は制度が始まって 11 年が経過し、制度の仕組みや利用方法は周知され、評価もされていますが、介護度の重度化や一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加など家族関係の変化により、在宅での介護を望んでも、困難であったり家族への負担が重くなっているのが現状です。適切な介護サービスを受けるためには、既存のサービスや体制をさらに充実させる必要があります。
- 待機者が年々増加している現状を踏まえ、公共施設再編方針に基づき、旧狛江第七小学校跡地に特別養護老人ホームを誘致します。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H22）	コスト内訳
高齢者在宅サービスセンター等施設整備補助（介護支援課）	高齢者在宅サービスセンターの施設整備等に補助を行い、施設整備の促進を図るものです。	1 施設に補助 ・こまえ苑 ～H26 決算額 1,019 万 2 千円	 【一般財源】 1019 万円 100%
特別養護老人ホームベッド確保（介護支援課）	市内や近隣で特別養護老人ホームを設置・運営する社会福祉法人に対して、施設整備に係る償還金等に補助を行います。	4 施設に補助 ・いなぎ苑 ～H25 ・桜ヶ丘延寿ホーム ～H31 ・こまえ苑 ～H26 ・こまえ正吉苑 ～H33 決算額 5,441 万 5 千円	 【一般財源】 5442 万円 100%
介護保険導入に伴う一部負担軽減（介護支援課）	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者を対象に、介護保険の利用に関する費用の負担を軽減するものです。介護保険制度の導入に伴い、新たに利用者負担が生じたために、利用が制限されることがないように助成を行います。保険料に対する助成と利用料に対する助成があります。	保険料助成 1 人 利用料助成 0 人 決算額 3 万円	 【都補助】 1 万円 30% 【一般財源】 2 万円 70%

事業	概要	活動状況（H22）
総合相談事業 （介護支援課）	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関や制度につなぐための支援を行うものです。相談内容は、健康に対する不安から経済的な問題まで多岐にわたり複雑、複合化しており、相談件数も増加しています。	・相談件数 3,517 件 ※地域包括支援センターへの委託により実施 決算額 2,925 万円
特別給付 （介護支援課）	在宅の要介護（要支援）者が市内及び市外の通所介護、認知症対応型通所介護を利用し、食事の提供を受けた場合、1食につき 200 円の助成を行います。要介護者の閉じこもりや介護者の介護疲れの解消を図り、在宅での生活を支援しています。	申請受付 年 4 回 受付件数 1,037 件 決算額 818 万 2 千円
介護保険基盤整備 （介護支援課）	公共施設再編方針に基づき、旧狛江第七小学校跡地に特別養護老人ホームを誘致します。	介護保険推進市民協議会での検討、庁内での検討・調整 決算額 0 円
任意事業 （介護支援課）	実際に利用した介護保険サービスの種類や、回数、費用などをお知らせし、確認することによって、介護保険に対する理解を深めるための介護給付費等適正化事業や介護知識・技術の習得のための教室の開催などを実施しています。	給付費通知 年 2 回実施 家族介護教室 年 2 回開催 決算額 53 万 6 千円
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 （介護支援課）	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係者との連携、在宅と施設との連携など、個々の高齢者の状況に応じて支援するための体制づくりや、支援困難事例への指導・助言、個々の介護支援専門員に対する支援等を行っている地域包括支援センターに委託し、行っています。	・「市内医療機関アクセスガイド」作成 ・民生委員児童委員との連携 ・ケアマネジャーへの個別支援と研修会の開催 決算額 585 万円
介護保険推進市民協議会 （介護支援課）	学識経験者、介護保険被保険者、介護認定審査会代表者、居宅サービス事業者代表者、施設サービス事業者代表者による介護保険推進市民協議会を設置しています。協議会は市長からの諮問に応じ、事業計画素案策定に関する事項について調査、審議し答申を行います。	開催回数 1 回 決算額 4 万 3 千円
地域包括支援センター運営協議会費 （介護支援課）	地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保のため設置しています。地域包括支援センターの設置や事業の実施状況等について調査・協議して市長に意見を述べることを所掌事項としています。	開催回数 2 回 決算額 9 万 2 千円
介護認定審査会費 （介護支援課）	介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受けなければなりません。そのための審査・判定を行う介護認定審査会を開催しています。委員は、保健・医療・福祉の専門家で、訪問調査の結果と主治医意見書の一部によるコンピュータ判定（一次判定）と医師の意見書を下に審査し、要介護状態区分を判定します。	認定審査会開催回数 135 回 決算額 892 万円
認定調査等費 （介護支援課）	要介護（要支援）認定申請後、自宅を訪問し、心身の状態や日常生活の状況などについて聞き取り調査を行います。また、主治医に疾病や心身の状態等についての意見書の作成を依頼します。	申請件数 3,805 件 決算額 2,794 万 5 千円

※介護保険特別会計分は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H22）
居宅介護給付 （介護支援課）	要介護１から要介護５までの認定を受けた要介護者が、介護サービスを利用した場合、利用者が要した費用の１割を負担し、残りの９割を保険で負担（給付）します。 利用できるサービスは、自宅に訪問を受けて利用する訪問介護、入浴、リハビリ、看護や施設に通って利用する通所介護、通所リハビリ、短期間施設に入所する短期入所生活、療養介護等があります。	総給付件数 35,741 件 利用日数・回数 458,935 決算額 16 億 1,216 万 8 千円
地域密着型介護給付 （介護支援課）	要介護１から要介護５までの認定を受けた要介護者が、地域密着型介護サービスを利用した場合、利用者が要した費用の１割を負担し、残りの９割を保険で負担（給付）します。 地域密着型サービスは、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。認知症対応型通所介護、共同生活介護があります。	給付件数 1,120 件 日数・回数 14,764 決算額 1 億 3,931 万 2 千円
施設介護給付 （介護支援課）	要介護１から要介護５までの認定を受けた要介護者が、介護サービスを利用した場合、利用者が要した費用の１割を負担し、残りの９割を保険で負担（給付）します。 受けられる介護保険施設は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設です。	給付件数 4,650 件 日数・回数 135,230 決算額 13 億 521 万 5 千円
居宅介護福祉用具購入 （介護支援課）	要介護１から要介護５までの認定を受けた要介護者が、在宅での日常生活を助けるために必要な入浴に際しての補助用具（いすや手すり等）や便座や便器等の購入費を支給します。購入時に全額を支払い、申請により９割を払い戻します。（同一年度につき９万円まで） 在宅での暮らしを助けるものです。	給付件数 191 件 決算額 519 万 2 千円
居宅介護住宅改修 （介護支援課）	要介護１から要介護５までの認定を受けた要介護者が、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修をした場合、改修費の９割を支給します。 事前に申請し、改修後、費用の９割を支給します。（同一住宅につき１８万円まで）	給付件数 139 件 決算額 1,452 万 3 千円
居宅介護計画給付 （介護支援課）	要介護１から要介護５までの認定を受けた要介護者が、介護サービス等を適切に利用できるよう、要介護認定者から依頼を受けた介護支援専門員が、心身の状況、置かれている環境、利用者や家族の希望等を勘案し、介護サービス計画の作成や事業者との連絡調整を行います。	給付件数 12,408 件 決算額 1 億 6,913 万 3 千円
高額介護 （介護支援課）	利用者負担の軽減のため、介護サービスを利用した要介護者が１か月に支払った利用者負担額が一定の上限（負担限度額）を超えたときに、その超えた分を申請に基づき払い戻しています。	給付件数 3,268 件 決算額 6,274 万 6 千円
高額介護予防 （介護支援課）	利用者負担の軽減のため、介護予防サービスを利用した要支援者が１か月に支払った利用者負担額が一定の上限（負担限度額）を超えたときに、その超えた分を申請に基づき払い戻しています。	給付件数 42 件 決算額 5 万 3 千円
高額医療合算介護 （介護支援課）	医療及び介護サービスの利用者の負担を軽減するため、世帯内で両制度における自己負担が高額になった場合に、一定の上限を超えた分を申請に基づき給付します。	給付件数 357 件 決算額 1,091 万 2 千円

※介護保険特別会計分は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

事業（取組み）	概 要	活動状況（H22）
高額医療合算介護予防 （介護支援課）	医療及び介護予防サービスの利用者の負担を軽減するため、世帯内で両制度における自己負担が高額になった場合に、一定の上限を超えた分が申請により給付されます。	給付件数 8 件 決算額 19 万 8 千円
特定入所者介護 （介護支援課）	要介護 1 から要介護 5 までの認定を受けた要介護者が、介護サービスを利用した場合、利用者が要した費用の 1 割を負担し残りの 9 割を保険で負担（給付）します。 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の特定施設に入居している要介護者が、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯・掃除等の家事・生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、療養上の世話を受け、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするものです。	給付件数 3,747 件 決算額 1 億 248 万円
特定入所者介護予防 （介護支援課）	要支援 1・要支援 2 の認定を受けた要支援者が、介護予防サービスを利用した場合、利用者が要した費用の 1 割を負担し、残りの 9 割を保険で負担（給付）します。 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の特定施設に入居している要支援者が、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯・掃除等の家事・生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、療養上の世話を受け、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするものです。	給付件数 3 件 決算額 2 万 1 千円
審査支払手数料 （介護支援課）	介護給付費の審査・支払の事務処理は、東京都国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託しています。介護サービス提供事業者は国保連合会に介護給付費の請求をします。国保連合会では請求内容の点検・審査を行い、保険者へ介護給付費を請求し、事業者へ介護報酬を支払います。	支払件数 66,367 件 決算額 630 万 1 千円
介護予防給付 （介護支援課）	要支援 1・要支援 2 の認定を受けた要支援者が、介護予防サービスを利用した場合、利用者が要した費用の 1 割を負担し、残りの 9 割を保険で負担（給付）します。 利用できるサービスは、自宅に訪問を受けて利用する介護予防訪問介護、入浴、リハビリ、看護や、施設に通って利用する介護予防通所介護、通所リハビリ、短期間施設に入所する介護予防短期入所生活、療養介護等があります。	総給付件数 7,226 件 利用日数・回数 67,460 決算額 1 億 7,047 万 6 千円
地域密着型介護予防給付 （介護支援課）	要支援 2 の認定を受けた要支援者が、地域密着型介護予防サービスを利用した場合、利用者が要した費用の 1 割を負担し、残りの 9 割を保険で負担（給付）します。 地域密着型サービスは、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。介護予防認知症対応型通所介護、共同生活介護があります。	給付件数 3 件 利用日数・回数 23 決算額 19 万 2 千円
介護予防福祉用具購入 （介護支援課）	要支援 1・要支援 2 の認定を受けた要支援者が、在宅での日常生活を助けるために必要な入浴に際しての補助用具（いすや手すり等）や便座や便器等の購入費を支給します。購入時に全額を支払い、申請により 9 割を払い戻します。（同一年度につき 9 万円まで） 在宅での暮らしを支援するものです。	給付件数 53 件 決算額 134 万 5 千円

※介護保険特別会計分は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

事業（取組み）	概 要	活動状況（H22）
介護予防住宅改修 （介護支援課）	要支援１・要支援２の認定を受けた要支援者が、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をした場合、改修費の９割を支給します。 事前に申請し、改修後、費用の９割を支給します。（同一住宅につき１８万円まで。） 在宅での暮らしを支援する事業です。	給付件数 ８３件 決算額 ８７３万４千円
介護予防計画給付 （介護支援課）	要支援１・要支援２の認定を受けた要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、要支援認定者から依頼を受けた地域包括支援センター職員が、心身の状況、置かれている環境、利用者や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画の作成や事業者との連絡調整を行います。	給付件数 ５,２０８件 決算額 ２,３７２万４千円

※介護保険特別会計分は、決算において事業単位で財源内訳を整理していないことから、コスト内訳は記載していません。

【施策の成果】

介護保険制度

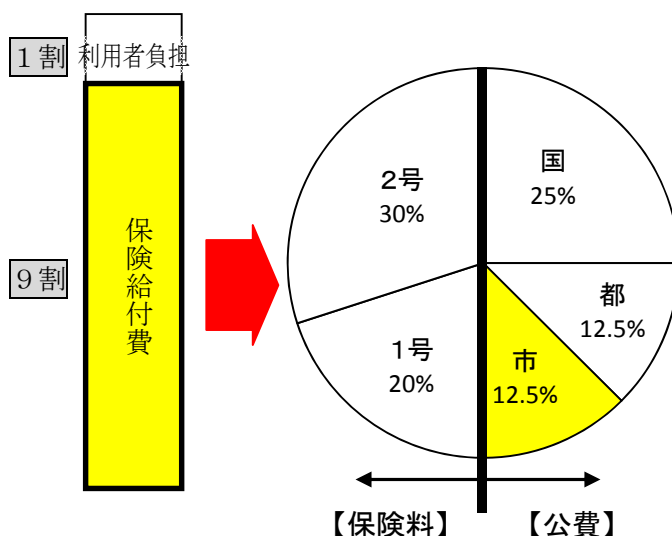
介護保険は、高齢者を社会全体で支えるために、平成１２年度に導入された制度です。加入者が保険料を出し合い、身体の衰えや認知症などで介護を必要とする状態（要介護）になったときや常時の介護までは必要ないが、家事や身支度などで支援が必要な状態（要支援）になったときに、サービス費用の原則１割を負担したうえで、それぞれの状況に応じて、必要な介護（予防）サービスを受けることができます。

実施主体 （保険者）	介護保険の実施主体は市町村です。市町村は保険者として、保険料と公費を財源として介護保険事業を運営します。
加入者 （被保険者）	介護保険の加入者（被保険者）は、６５歳以上の「第１号被保険者」と、４０歳以上６５歳未満で医療保険に加入している「第２号被保険者」に区分されています。第１号被保険者の方は原因を問わず、第２号被保険者の方は、加齢による病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要になった場合に、要介護認定を受けて、それぞれの要介護状態に応じたサービスを利用することができます。
保険料	第１号被保険者は、年金からの天引きや直接保険者に納付する方法で定額の保険料を納付します。第２号被保険者は、国民健康保険料や職場の健康保険料などと一緒に納付します。いずれの被保険者も第２号被保険者も保険料は所得に応じて決まります。
利用者負担	サービスを利用したときの負担は、原則介護サービス費用の１割です。そのほか、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合の食費・居住費などが、利用者の自己負担になります。また、要介護度ごとに定められている１か月に利用できるサービスの上限額（支給限度額）を超えた部分も全額自己負担になります。
利用の流れ	①申請 保険者（市町村）の窓口にて要介護認定を申請します。 ②認定 ・認定調査 調査員が自宅等を訪問し、本人の心身の状況や日常生活状況等について聴き取り調査を行い、認定調査票を作成します。あわせて、保険者（市町村）の依頼により、主治医に主治医の意見書を書いてもらいます。 ・認定審査 認定調査票を元にコンピュータで一次判定を行います。この一次判定結果と認定調査票中の特記事項や主治医の意見書を参考に、保健・医療・福祉分野の専門家で構成される介護認定審査会で二次判定を行い、要介護度（要支援１・２、要介護１～５の７段階）を決定します。この要介護度に応じて、利用できる介護サービスの上限額（支給限度額）が決まります。 ③介護サービス計画の作成 本人や家族の要望、生活の状況、支給限度額等を勘案して介護サービス計画を作成します。サービス計画は、ケアマネジャーに作成してもらうのが一般的です。 ④サービスの利用

○介護保険特別会計

…介護保険は、介護保険特別会計により運営されています。平成 22 年度の歳出は、総額で約 39 億 5 千万円で、そのうち介護サービスとして被保険者に給付している「保険給付費」は約 36 億 4 千万円となっています。

この保険給付費については、利用者負担分 1 割を除く 9 割の部分のうち、50%は第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の介護保険料で賄われ、残りの 50%を国 25%、東京都 12.5%、市 12.5%の割合で負担しています。



特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームとは、老人福祉法に規定された老人福祉施設のうちの 1 つで、身体上又は精神上の著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、かつ在宅生活が困難な高齢者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。介護保険法上は「指定介護老人福祉施設」とよばれ、要介護認定で要介護 1 以上と判定された方が利用できます。

高齢化の進展に伴い、全国的にもその数が不足しており、希望しても施設に入ることができない待機者は年々増加しています。狛江市においても、市内に 2 施設と市外でも整備に係る費用を負担することによりベッドを確保している施設が 5 施設ありますが、現在のニーズに対してはまだ不足しており、平成 23 年 9 月末現在、251 人が入所を待機している状況です。

○特別養護老人ホームベッド確保

…特別養護老人ホームの建設に係る経費に対して補助を行うことにより、その施設のベッドを『狛江市民分』として確保しています。現在、そのような形でベッドを確保している施設は 7 施設 (204 床) あります。このうち 3 施設についての補助は既に終了していますが、ベッドの確保は継続されています。残りの 4 施設については、施設整備に係る借入の償還期間まで補助を継続して行う予定で、補助終了後も既に終了している 3 施設と同様にベッドの確保は継続されます。

名称	位置	規模
市内	こまえ正吉苑	狛江市西野川 2-27-23
	こまえ苑	狛江市岩戸南 4-17-17
市外 (ベッド確保)	桜ヶ丘延寿ホーム	多摩市連光寺 1-1-1
	いなぎ正吉苑	稲城市平尾 1127-1
	いなぎ苑	稲城市百村 255
	みやま大樹の苑	八王子市美山町 1463
	第二万寿園	東村山市富士見町 2-1-2

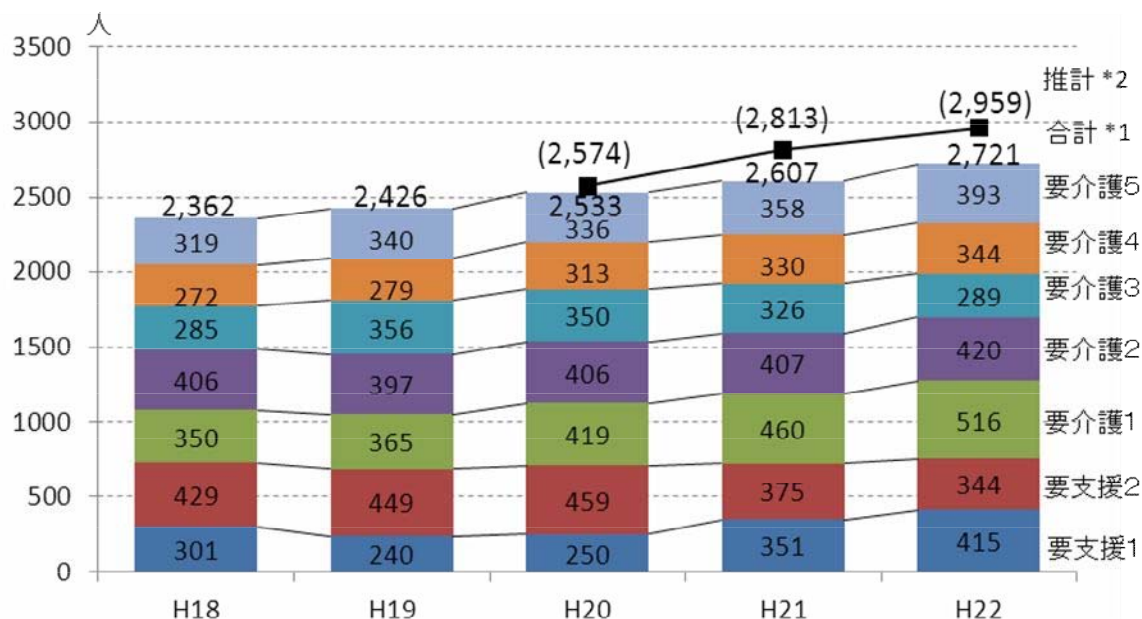
※市外の施設はベッド確保数

○特別養護老人ホームの誘致

…公共施設再編方針を受け、市北部にある旧狛江第七小学校跡地に特別養護老人ホームを誘致します。平成 26 年度の開設に向け、介護保険推進市民協議会並びに庁内での検討・調整を経て、事業者の選定に入っています。

- 総合相談においては、平成 22 年度は 3,517 件の相談を受け、介護保険サービスにとどまらない個々の状況に合った適切なサービスに繋げることができました。
- 特別給付の実施により、在宅の要介護者が通所介護（デイサービス）施設に通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の支援や、機能回復のための訓練やレクリエーションなどを日帰りで行い、高齢者は外出の機会ができ社会的孤立感の解消と心身の機能の維持が図られ、家族にとっては身体的・精神的負担の軽減を図ることができます。本人にも家族にも必要とされているサービスで、利用の際の食事代の一部を助成することは経済的負担の軽減になっていると考えます。

要介護者等の認定者数



※1 要支援者・要介護者の合計数

※2 ■及び()内の数値は、平成 20 年度に策定した第 4 期介護保険事業計画において推計した要介護者等の認定者数です。認定者数が推計より少なくなっていることが分かります。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況
介護保険制度に満足している要支援・要介護等認定者の割合	—	25.8% 30% 実施せず 計画当初 H22 H23 H24 H25 目標(H26)
指標の考え方 要支援・要介護等認定者のうち、介護保険制度に満足している人の割合を3年ごとに行う介護保険事業計画見直しの際に実施するアンケートにより測るものです。「満足している」「どちらかという満足している」と答える人の割合を 30%まで引き上げることをめざします。 ※22 年度はアンケートを実施していません。		

※アンケート

…介護保険法の規定により、市町村に計画の策定が義務付けられている介護保険事業計画（3年ごと）見直しの際に実施しています。65 歳以上の市民並びに要支援・要介護認定を受けている方の中から無作為に抽出し、行っています。

◆施策中項目の評価

進捗状況

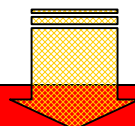
B

多くの項目で、既に 26 年度までの目標を達成している。

この施策中項目に設定されている 4 つの指標のうち、2 つが 26 年度までの目標に既に達しています。

■今後の課題

高齢化の進行に伴い、すべての高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した豊かな生活を送るため、支援を必要とする高齢者のための施策とともに、自立した生活の継続のため、さらには生きがいづくりや就労の機会の確保など、地域だけではなく社会全体で支える仕組みづくりをさらに充実していくことが必要となります。既存の体制を強化するとともに新たな取り組み、特に地域における人とのつながり、支援の体制づくりが重要だと考えます。



◆外部評価委員会の提言

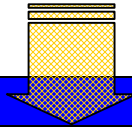
総評

「高齢者福祉の充実」については、施策レポート原案の構成や内容の問題もあり、レポート原案の内容のみで施策の評価を行うには情報が少なかったが、担当部署ヒアリングにおける担当部長をはじめとした職員の説明によって、各種事業の内容を理解することはできた。

しかしながら、これは他の施策にも同様のことが言えるが、これからの時代に対応できる施策展開にはなっていないように見受けられた。特にこの高齢者施策においては、少子高齢化の進展や団塊世代の大量退職を迎え、狛江市においても、これまで行政が高齢者福祉としてサービス提供の対象としていた高齢者ではない、いわゆる“元気な高齢者”への施策を推進していく視点が必要である。

施策に関する提言

- ①介護保険制度における要支援・要介護認定がされていなくても、支援を必要とする人は必ずいる。介護保険認定の有無以外にも、本当に支援を必要とする人を探し出すような方法を検討すべき。
- ②今後の施策の展開に向けた基礎データとするため、市内に居住する高齢者が現在どのような状況にあるのか、現状を把握するべき。
- ③これからは団塊世代の知識やノウハウを社会全体で活用する時代である。地域や行政に団塊世代の活躍の場を広げる取組みを企画するべき。
- ④高齢者が交流できる取組みを企画するべき。特に気持ちの繋がりを持つという点で、閉じこもりの高齢者に交流の機会を提供する取組みを企画するべき。



◆外部評価委員会の提言に対する市の方針

提言への対応方針

- ①支援が必要な高齢者の暮らしを支える仕組みづくりのためには、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、身近な地域で支える体制づくりが必要です。現在は、虐待防止を目的に見守りネットワークが構築され、自治会・町内会等の地域組織、老人クラブ、ボランティアグループ、事業所等の協力団体のほか、公募による個人の見守りサポーターが登録されていますが、虐待防止にとどまらない見守りが求められています。
今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が予想される中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さらに地域や関係団体等への協力要請をはじめ、見守りのポイントや通報が必要な場合の例などのパンフレットを作成・配布し、見守りが必要な高齢者の把握と具体的な見守り方法の検討を進めていきます。
- ②平成 24 年度を開始年度とする第 5 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定の基礎となるニーズ等の把握を目的に、平成 23 年 6～7 月に市内在住の 65 歳以上の高齢者を対象としたアンケート調査を実施しています。あわせて、介護サービス事業者や民生委員・児童委員、地域で福祉活動をされている団体等を対象とする意向調査を座談会方式で実施し、福祉ニーズの把握や今後の施策展開に関する意見の把握を行いました。
これらを踏まえ、高齢者のニーズを把握し、課題を解決するために必要な介護保険サービスの整備目標や高齢者に関する保健福祉施策全般を範囲とする第 5 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画を策定し、今後の施策を推進していきます。
- ③質の高い豊かな生活づくりを目標に、いつまでもいきいきと元気な暮らしのために、社会活動への参加の取組みとしてボランティア活動の促進や、「うんどう教室」の指導者としての活動支援等、知識と経験を活かすことができる事業に取り組んでいきます。
また、行政においては、団塊世代に限らず市民全体が活躍の場を広げていけるよう狛江市の市民参加と市民協働に関する基本条例の趣旨に沿って、市民参加・市民協働を推進していきます。
- ④自立した生活を継続できる基盤づくりのために、すべての高齢者を対象に、自立生活の基盤となる健康づくりや介護予防を推進します。上記②のアンケート調査結果では、現在の生活で不安に感じていることについて、「自分自身や家族の健康に関すること」、「寝たきりになった場合のこと」が上位を占めており、介護予防への関心の高さがうかがえます。
これらのことを踏まえ、今後も介護予防を目的とした事業を充実させていきます。うんどう教室では、身近な場所で気軽に取り組めるよう教室の開催とあわせて、地域でボランティアとして活動できる指導員の育成を行います。また、継続的に介護予防に取り組めるよう自主グループの結成や活動支援に取り組むほか、外出の機会や人との交流の場として会食会の開催を継続し、特に一人暮らしの高齢者の参加を促すことで、閉じこもり等の防止に取り組んでいきます。

参 考

平成 23 年度
狛江市外部評価委員会提言書

狛江市外部評価委員会
平成 23 年 11 月

目 次

1. はじめに	1
2. 委員会の提言	4
○全体	4
○災害に強いまち	6
○子育て・子育て支援体制の充実	7
○高齢者福祉の充実	8
3. おわりに	9
4. 参考資料	10

1. はじめに

平成 22 年 11 月に設置された本委員会は、昨年度 4 回の審議を行い、平成 23 年 3 月に施策レポートの作成とそれを活用した外部評価の実施を市に提言し、公表した。今年度は、この提言に沿って外部評価を行う最初の年となった。

まず、施策として外部評価を行うのは初めての試みであることも考慮し、今年度の評価対象施策については、今市民の関心がより高いと推測される「災害に強いまち」「子育て・子育て支援体制の充実」「高齢者福祉の充実」の 3 施策に絞った。この 3 施策は、平成 21 年 1 月に行われた市民意識調査結果と、平成 23 年 4 月に行われた市議会議員選挙における選挙公報で多く取り上げられたものから選定した。その後、この 3 施策について市の担当部署により作成された施策レポート原案の提出を受けて、より実態を正確に把握するための担当部署のヒアリングを交え、施策ごとに全 6 回の会議を重ねた。

委員会としては、提言をより具体的なものとするよう議論を進め、その結果『施策の推進に関すること』と『施策レポートに関すること』の 2 点について結論を得た。

■委員会の役割

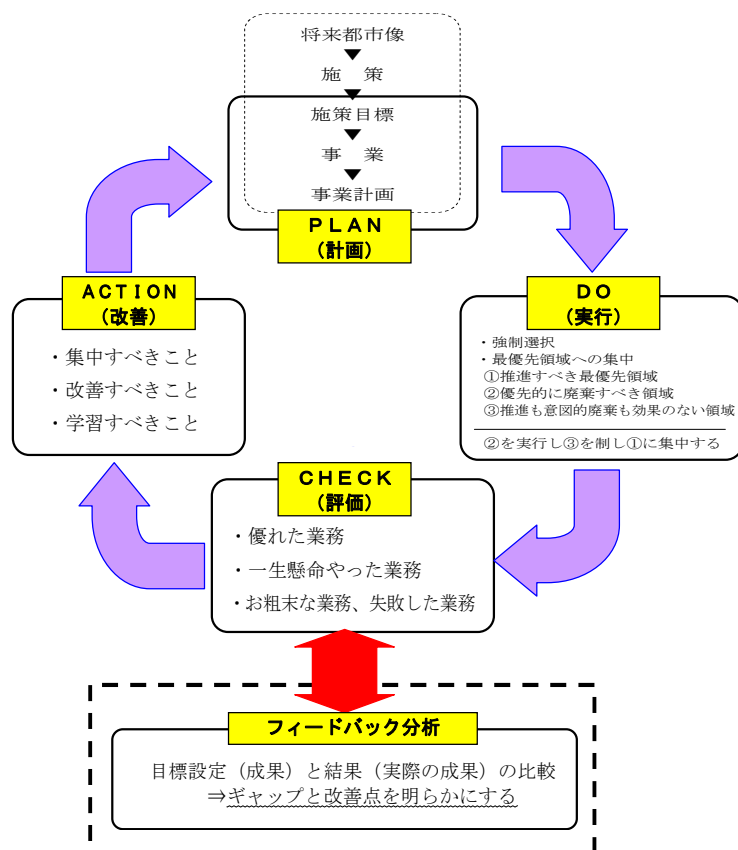
まず、委員会の提言に関する議論に入る前に、次のとおり本委員会の役割を確認した。

委員会の役割

市の行政活動は、市民のために行われるものであり、市民によってチェック・評価されるべきものである。本委員会は、市が行う行政活動の改善を、さらに市民目線で強力に推進するために設置されたものである。

具体的には、右図のとおり、まず市行政自身が行う PDCA サイクルの「CHECK（評価）」にあたる施策レポートを点検・検証する。そこでは、業務の実施状況を確認するとともに、特に各部門長が自らの部門の業務について、十分に評価を行えているか確認する。

そして「フィードバック分析」として、市が行う次の PDCA サイクルの展開に活用していけるよう、具体的な提言を行うというものである。



■提言にあたっての考え方

本委員会の役割を改めて確認し、それぞれの施策に関する提言を検討する過程において、外部評価を行う前提となる市による内部評価（施策評価）についても議論が及んだ。そこでは様々な意見が出されたが、市の今後の検討の参考にさせていただくため、特に議論となった点を以下のとおり指摘する。

（１）組織のメカニズム（しくみ）

組織では、まず全体目的としての組織目標が基本になる。その組織目標を認識したうえで、各メンバーが個人目標を持って業務を遂行し、同時にメンバー同士のコミュニケーションが行われることにより、個人が集まった集団が初めて“組織”として機能する、というメカニズムになっている。

また、この組織のメカニズムに必要なのがマネジメントとリーダーシップである。マネジメントとは「組織に成果を挙げさせる」ものである。その役割は、個々のメンバーの働きを組織の成果に繋げていくようにメンバーの協力関係、上司としての部下への命令指示・支援点検のしくみを構築することにより、ヒト・モノ・コストの効率化を図るものである。一方のリーダーシップは、組織のリーダー層が達成すべき組織目標を明確に掲げたうえで、メンバーのコミュニケーションを円滑にし、目標達成という成果をめざしていくものである。

今回の外部評価でも、委員会からはこのような組織の基本となるしくみが見えにくかった。今後、このしくみに沿って施策を実施し、効率的かつ効果的に成果を上げていただきたい。

（２）目標・指標

i）部門の目標について

上記（１）のとおり、組織として成果を上げていくためには組織目標が不可欠である。現在の泊江市では、第３次基本構想に基づく前期基本計画・実施計画に沿って毎年度の予算が編成され、その予算案を議会に提出する際に、市長が「所信表明」として年度の方針を示している。しかし、実際に施策を推進する各部門においては、それぞれの部門における目標を設定するしくみがない。各部門が市の組織目標をより明確で具体的な目標に落とし込み、部門別目標を設定することが必要である。

ii）毎年度の目標について

現在、市は基本計画での平成 26 年度時点の目標しか設定していないため、平成 26 年度の目標に対する現在の進捗状況をもって「施策評価」としている。しかしながら、その後の施策の改善に繋げていく、という P D C A サイクル内の「評価」の趣旨からは、少なくともその基準となる年度の目標がないと、はっきりとした進捗状況を把握し、評価することができない。また、市による内部評価の点検・検証の基準が不明確なまま外部評価を実施することは、委員会

としても困難であった。

外部評価の実施にあたっては、市による内部評価（施策評価）が充分に行われることが大前提となる。目標達成までの明確な工程を市民に示すためにも、単年度の目標を設定することが必要である*。ただし、その設定にあたっては全ての施策成果指標を一律に定量化するだけではなく、その施策の種類や性質を考慮する必要もある。いずれにしても、市の現状を市民に正確に理解してもらうためにも、看過できないプロセスである。



*例えば、登山をするときは、常に自らの位置が把握できるような地図やコンパスを携帯する。市としても、常に進捗状況が把握できるものを持って、施策を推進すべきである。

iii) 基本計画の指標について

基本計画で設定している施策成果指標は、市民アンケートによる数値が多い。そのなかには、変動要因に左右されることが多く、指標として適切ではないものもある。上記 i)・ii) とも関連するが、基本計画の改定にあわせて、施策成果指標についても具体性を伴うものや定量化できるものを軸に検討を進めるべきである。

2. 委員会の提言

全体

施策の推進に関すること

委員会としては、施策ごとに担当部署のヒアリングを行ったうえでその施策の推進に関する提言を検討してきたが、それぞれに共通して提言する内容について、下記の5点にまとめた。

これは、特に外部評価を行った3施策（「災害に強いまち」「子育て・子育て支援体制の充実」「高齢者福祉の充実」）において共通するというよりも、今回はその対象としなかった他の施策についてもほぼ同様であることが推測されることから、市全体としてこの提言事項を受け止めていただきたい。

■提言事項

- ①サービスの対象を明確に捉えられていない。サービスの実施に必要不可欠であるサービスの対象に関する基礎資料を整理して活用すべき。
- ②今や市民の命を守ることが市の最大責務である。そのための市の組織改革や職員の意識改革を進め、危機管理体制の構築に全力を注ぐべき。
- ③組織として常に施策や事業にかかるコスト意識を持ち、業務の効率化や合理化を進めるべき。
例えば、業務の民間委託などは選択肢としては常に持つべき。
- ④国や都、他の自治体又は民間事業者が行う事業で、狛江市が直接には関与できないものでも、狛江市民に影響を及ぼすものであれば、市として事業者に要請するだけでなく、積極的に関与する姿勢を持つべき。
- ⑤人口減少や少子高齢化は、市の政策全般における重要課題である。この課題には、市全体で取り組んでいくべき。

施策レポートに関すること

施策レポート原案については、市としても今回が初めての作成であったこともあり、総体的に委員会として求めていた内容に合致したものとは言えなかった。「行政活動に関する分かりやすい情報を市民に提供する」という施策レポートの趣旨を踏まえ、もっと市民を意識した構成とする必要がある。本提言とそれに対する市の対応まで含めた施策レポートの最終版として市民に公表するにあたっては、できる限り提言事項を反映したうえで公表することを望む。

■提言事項

（1）施策の説明について

- ①基本計画策定当時の現況と課題が示されている。それ以後の状況に変化があれば、補足して記載すべき。【現況と課題】
- ②施策の体系が図表のみで記載されている。施策の構成の視点から、どのような考え方で小項目が立てられているか、説明すべき。【施策体系】
- ③「施策の方向性」と内容が重複しているところがある。「施策の方向性」の内容にあわせ、事

業構成の考え方などを具体的に記載すべき。【施策展開の方針とその考え方】

- ④基本計画の内容に沿った説明になっていないものがある。「現況と課題」「施策の方向性」などの内容に沿って、それぞれの事業や取組みを網羅して記載すべき。(他の施策で取り組んでいる事業があれば、それも整理して記載する。)【主な事業の概要と活動状況】

- ⑤例えば、保育施策の対象となる児童数や高齢者施策における高齢者の現状の居住・生活実態など、施策の推進に関して把握している基礎データを記載すべき。【事業の成果】

(2) コストの視点について

- ①事業単位の決算額が記載されているが、施策単位でもコストを記載すべき。
- ②事業単位の決算額が記載されているが、その事業費のうち利用者負担や国・都の補助などを除いた「市としての実質負担額」を記載すべき。【主な事業の概要と活動状況】

(3) 指標について

- ①公共施設の耐震化率など、指標の内訳やその指標の今後の見通しが分かるものは、あわせて記載すべき。【施策の進捗状況】
- ②指標には市民アンケートの結果を多く用いているが、市民アンケートに関する説明がない。市民アンケートの概要について説明すべき。【施策の進捗状況】

(4) 書き方について

- ①経常的に行ってきた取組みは成果に重点を置いて記載し、最近の新たな取組みはそのねらいに重点を置いて記載すべき。【事業の成果】
- ②比較的事業費が大きな事業や取組みについては、それにより導かれた成果や効果をしっかりと記載すべき。【事業の成果】
- ③専門用語やカタカナ用語は、見たときに誰でも分かる表現にすべき。



1. 災害に強いまち

〔総評〕

「災害に強いまち」については、まず市長方針である「東京一安全な都市」をめざしていることを評価したい。また、家具転倒防止器具助成事業や避難所運営協議会補助事業など、個別の事業における市の地道な努力は評価できるものがある。特に災害時要援護者支援制度構築事業は、ねらいや対象も明確にされており、高く評価できる。

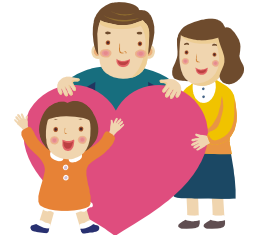
しかし、この施策のメインとなる小項目1「災害に強い都市基盤の整備」や小項目2「自主防災活動の推進」における各種事業や取組みが、平時の防災・防犯の視点に終始している点は課題である。先日の東日本大震災やそれに伴う原発事故など、それまでの想定を超えるような災害が発生したときに、市として“市民の命を守る”務めを果たすためにどのような備えをしているのか。今日の市民の重大な関心の高さに応える意味でも、大規模災害発生時の市の具体的な対策について早急に準備するとともに市民に向けて積極的に周知することが望まれる。

■施策の推進に関する提言事項

- ①問題点や緊急時の責任と役割分担の認識を共有する観点から、普段からの市と避難所運営協議会とのコミュニケーションが重要である。
- ②災害時には、避難所の運営は特に重要なことである。まず、避難所運営協議会をできるだけ多くの学校で設立するべき。
- ③各地域の組織が集まるところで、細部まで統一したマニュアルを作成することは現実的に困難である。避難所運営マニュアルは基本的な事項のみを定め、詳細は各避難所に委ねるべき。
- ④形式的なものではなく、災害時に本当に有効に機能する市民の防災リーダーを育成するべき。
- ⑤例えば、高齢者や災害弱者へのフォローなど、女性の活躍の場を広げるべき。
- ⑥普段仕事をしている若い人は、なかなか地域の活動に参加できないが、災害時にはそのような人も地域で活動していただかなくてはならない。そのような人も市の事業に参画できるような取組みを企画するべき。

■施策レポートに関する提言事項

- ①公共建築物及び住宅の耐震化についての項目であるが、庁舎や水防倉庫など公共建築物の耐震化に関する記述のみがなされ、住宅の耐震化に関する記述がなされていない。取り組んでいるのであれば、きちんと記載するべき。(小項目1)
- ②下水道の管渠整備は、読む人が分かりやすいよう全体の進捗が分かる工程表を記載するなどして解説するべき。(小項目4)



2. 子育て・子育て支援体制の充実

〔総評〕

「子育て・子育て支援体制の充実」については、まず市長方針である「子育て一番のまち」をめざしていることを評価したい。さらに、次世代育成支援行動計画や保育計画等で、例えば待機児童をゼロにするための工程表を作成するなど、綿密かつ具体的な行動計画も策定されている。また、現状の市の取組みにおいても、特に元市立保育園長の職員による認証保育所の巡回相談は、市の保育施策として認可保育所以外における保育に関しても配慮がなされているものとして高く評価できる。

これからは、これらの取組みや行動計画を着実に推進するとともに、市民に対して具体的で分かりやすい成果をまとめられることを期待したい。また、今後の保育園のあり方については、コスト（効率化）と成果の両面から政策を検討する必要がある。

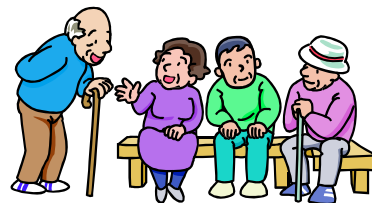
■施策の推進に関する提言事項

- ①現在では、週5日・フルタイムで働く以外にも様々な働き方がある。そのような人も安心して預けられるように、通常保育・一時保育以外にも様々なニーズに対応できる保育サービスを提供すべき。
- ②民間と比較して、正規職員のコストは高くなりがちである。市立保育園の職員体制について、コスト面でも検証を行うべき。
- ③保育事業に民間の参入を促す場合には、保育の質の低下をもたらすことのないよう市が監督権限を行使し、保育事業全体における責任を持つべき。
- ④支援を必要とする家庭が自ら市に申し出てくるようなことは少ない。市が自ら働きかけて乳幼児や親との接点を増やすことが大変重要である。その意味でも、例えば乳幼児検診の受診率のさらなる向上により一層取り組むべき。

■施策レポートに関する提言事項

- ①次世代育成支援行動計画の体系図は、基本計画との関連が分かるよう記載すべき。（小項目1）

3. 高齢者福祉の充実



〔総評〕

「高齢者福祉の充実」については、施策レポート原案の構成や内容の問題もあり、レポート原案の内容のみで施策の評価を行うには情報が少なかったが、担当部署ヒアリングにおける担当部長をはじめとした職員の説明によって、各種事業の内容を理解することはできた。

しかしながら、これは他の施策にも同様のことが言えるが、これからの時代に対応できる施策展開にはなっていないように見受けられた。特にこの高齢者施策においては、少子高齢化の進展や団塊世代の大量退職を迎え、狛江市においても、これまで行政が高齢者福祉としてサービス提供の対象としていた高齢者ではない、いわゆる“元気な高齢者”への施策を推進していく視点が必要である。

■施策の推進に関する提言事項

- ①介護保険制度における要支援・要介護認定がされていなくても、支援を必要とする人は必ずいる。介護保険認定の有無以外にも、本当に支援を必要とする人を探し出すような方法を検討するべき。
- ②今後の施策の展開に向けた基礎データとするため、市内に居住する高齢者が現在どのような状況にあるのか、現状を把握するべき。
- ③これからは団塊世代の知識やノウハウを社会全体で活用する時代である。地域や行政に団塊世代の活躍の場を広げる取組みを企画するべき。
- ④高齢者が交流できる取組みを企画するべき。特に気持ちの繋がりを持つという点で、閉じこもりの高齢者に交流の機会を提供する取組みを企画するべき。

■施策レポートに関する提言事項

- ①シルバーピアのしくみが分かりづらい。事業のしくみから説明するべき。(小項目1)
- ②シルバー人材センター運営費助成については、事業の性質上市としての事業費に加え、センター全体の事業規模を記載するべき。(小項目2)
- ③老人クラブについて、団体数よりも活動人数を増やすことの方が重要である。活動人数もあわせて記載するべき。(小項目2)
- ④「4. 介護保険制度の推進」では、介護保険制度そのものを説明するべき。(小項目4)

3. おわりに

今年度、外部評価を行った3施策に関する提言は、以上のとおりである。

冒頭にも述べているが、今年度行った外部評価は、狛江市としては初めてのものであった。また、施策に関するレポートを市が作成し、それを使用して第三者の委員会で外部評価を行うという形式は、他市でもあまり例を見ないものである。今回提出された施策レポート原案の内容を見ても、市の担当部署がまさに手探りで作成したことがうかがえる。

委員会としても、行政に対してはできる限り具体的な提言を行うとともに、内容・表現ともに誰が読んでも分かりやすい提言書となるよう作成を行った。

今年度評価を行った3施策については、本提言に対し、市として責任ある対応策を作成し、速やかな実施を求めたい。特に、東日本大震災の発生など社会情勢の激しい変化には、職員一人ひとりが危機意識を持って迅速に対応することを望む。また、これらのプロセス全体を分かりやすく市民に公表することによって、市民と行政の相互理解が進むことを期待している。

平成 23 年 11 月

狛江市外部評価委員会

委員長	武 藤 博 己
副委員長	木 山 俊 平
委 員	出 雲 明 子
委 員	角 田 益 雄
委 員	永 田 従 雄
委 員	周 東 三 和 子
委 員	水 野 穰

4. 参考資料

■ 狛江市外部評価委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属等	
有識者	武藤 博己	法政大学大学院政策創造研究科教授	委員長
	木山 俊平	元三菱鉛筆株式会社取締役・相談役 元学校法人法政大学理事	副委員長
	出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科専任准教授	
公募市民	角田 益雄	公募市民	
	永田 従雄	公募市民	
	周東 三和子	公募市民	
市職員	水野 穰	狛江市企画財政部長	

(順不同・敬称略)

■ 審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回	平成23年6月24日	・ 諮問 ・ 委員会の進め方について ・ 施策評価の選定について
第2回	平成23年9月1日	・ 担当課ヒアリング①「高齢者福祉の充実」
第3回	平成23年9月15日	・ 担当課ヒアリング②「災害に強いまち」
第4回	平成23年9月22日	・ 担当課ヒアリング③「子育て・子育て支援体制の充実」
第5回	平成23年10月18日	・ 委員会の提言について
第6回	平成23年11月15日	・ 委員会提言書（案）について

■狛江市外部評価委員会設置要綱

(平成 22 年要綱第 87 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市行政評価実施規則（平成 23 年規則第 54 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する外部評価委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、規則第 5 条第 2 項に規定する施策の推進に関して必要な事項について審議し、市長に提言する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3 人以内
- (2) 公募市民 3 人以内
- (3) 市職員 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 11 月 14 日要綱第 111 号）

この要綱は、狛江市行政評価実施規則（平成 23 年規則第 54 号）の施行の日から施行する。

登録番号 H23-27

狛江市施策レポート

(平成 22 年度実施施策)

平成 24 年 3 月発行

発 行 狛江市
編 集 狛江市企画財政部政策室
狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号
電話 03(3430)1111
印 刷 庁内印刷
頒布価格 100 円